

第 2 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準	
水	源	水源の種類・構造		目視により確認する。	適正であること。	
		水量			規定量以上確保されていること。	
		吸水障害防止措置			防止するための措置が講じられていること。	
		給水装置			適正であること。	
		耐震措置			地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
加圧送水装置	設置場所		目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。		
	ポンプを用いるものの	ポンプ・電動機	設置状況	目視により確認する。	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。	
			接地工事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。	
			配線		適正であること。	
			潤滑油		a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。	
	水温上昇防止のための逃し装置	〔ポンプ本体に逃し機構を有するものを除く。〕	配管・バルブ類	目視により確認する。	a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで 15A 以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。	
					オリフィス等	最小流過口径は、3mm 以上あること。
					ブースターポンプに設ける逃し配管・逃し装置	a 逃し配管にあつては、配管の高さが、一次ポンプの定格全揚程以上であること。 b 逃し装置にあつては、設定圧力が、ブースターポンプの押込圧力を超える圧力以上、ブースターポンプの押込圧力とブースターポンプの定格全揚程との和以下であること。
	性能試験装置の配管・バルブ類		目視により確認する。	a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。		
	呼水装置	材質	目視により確認する。	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。		
				水量	100ℓ 以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が150A 以下の場合は50ℓ 以上の水量が確保されていること。	
				溢水用排水管	管の呼びで 50 A 以上であること。	

		呼 水 管			管の呼びで 40A 以上であること。
		補 給 水 管			a 管の呼びで 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。
		減 水 警 報 装 置			発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
制御装置		設 置 場 所		目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和 56 年消防庁告示第 10 号)第 3 に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあっては、この限りでない。
		制 御 盤			a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合は、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。 d インバータ方式の制御盤を用いるものにあっては、電動機及び発電機その他の設備へ影響を与えないための措置、並びに電動機の回路を保護するための装置が作動した場合でも、確実に電動機が作動するための措置が施してあること。
		予 備 品 等			所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
		接 地 工 事			電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
圧力計・連成計		設 置 位 置		目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。
		性 能			JIS B7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。
起 動 装 置	直接操作部	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。 b 総合操作盤が設けてある場合には、当該総合操作盤にも起動装置が設けてあること。 c 操作上支障となる障害物がないこと。
		表 示			屋内消火栓設備の起動装置である旨の表示が適正になされていること。
	遠隔操作部	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 遠隔操作できる起動装置が屋内消火栓箱の内部又はその直近に設けてあること。 b 操作上支障となる障害物がないこと。
		構 造			a 押ボタンによるものであり、有機ガラスによる透明な保護板が設けられていること。 b 雨水等の浸入するおそれのある場所に設けるものにあっては、有効な防護措置が講じられていること。
		表 示			a 保護板又はその直近には、押ボタンの操作方法が明記されていること。 b P 型発信機を兼用するものには、屋内消火栓設備の加圧送水装置と連動している旨の表示がなされていること。
	遠 隔 自 動 起 動 装 置 (易操作性 1 号消火栓、2 号消火栓及び広範囲型 2 号消火栓に限る。)		目視により確認する。		a 開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動ができるように措置されていること。 b 起動装置等は、損傷、変形がないように確実に取り付けられていること。

		起動用水 圧開閉装 置	起動用圧力タン ク	目視により確認する。	労働安全衛生法に定める第 2 種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器 の規定に適合したものであること。
			タンク の 容 量		100ℓ 以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主管に設ける止水弁の呼び 径が 150A 以下の場合には 50ℓ 以上とすることができる。
			配 管 ・ バ ル ブ 類		a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで 25A 以上の配管 で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ 起動試験用の排水弁を設けていること。
高架水槽を 用いるもの		構	造	目視により確認する。	適正であること。
		内 容 積 ・ 落 差			所定の内容積及び落差を有すること。
		配 管 ・ バ ル ブ 類			a 水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
		水 位 計			a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。
圧力水槽を 用いるもの		種 類 ・ 構 造		目視により確認する。	a 1 MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に 適合したものであること。 b 1 MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の 規定に適合したものであること。
		内 容 積 ・ 有 効 圧 力			a 加圧ガス容器により生ずる圧力によるものにあつては、所定の圧力を得るのに 十分な量の加圧用ガスが充填された加圧用ガス容器が設けられていること。 b 加圧用ガス容器により生ずる圧力によるもの以外のものにあつては、水量が内 容積の 3 分の 2 以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
		自 動 加 圧 装 置			圧力の自然低下が防止できるものであること。
		配 管 ・ バ ル ブ 類			a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
		水 位 計 ・ 圧 力 計			a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。
耐 震 措 置				目視により確認する。	地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。

配管・バルブ類	設 置 状 況		目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。
	機 器	配 管	目視により確認する。	a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 若しくは G3459 に適合するもの、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製のもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2302、B2308 のうち材料に G3214 (SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。) 若しくは G5121 (SCS13 又は SCS14 に限る。) を用いるもの、B2309、B2311、B2312 若しくは B2313 (G3468 を材料とするものを除く。) に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。
		バ ル ブ 類		a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあっては、JIS B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。 d 開閉弁又は止水弁にあっては開閉方向、逆止弁にあっては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
		吸 水 管		a ポンプごとに専用であること。 b ろ過装置が適正に設けられていること。
		フ ー ト 弁 (水源の水位がポンプより低い位置にある場合に限る。)		a フート弁が適正な位置に設けられていること。 b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。 c 弁箱、ろ過装置、弁体及び弁座は、使用圧力に十分耐えることのできる強度及び耐食性を有するものであること。
	耐 震 措 置		目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	電 用 電 源		目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
源	非 常 電 源 の 種 類		非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積 1,000m ² 以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。

		ノズル		a 1号消火栓の口径は、13mm 以上のものであること。 b 易操作性 1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型 2号消火栓にあつては、適正な口径であり、容易に開閉できる装置が設けてあること。 c 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		結合状態		確実に取り付けられており、使用が容易な状態で変形、損傷、つまりがないこと。
		収納状態		a 1号消火栓にあつては、ねじれ、からみ等がないように、整然と収納されていること。 b 易操作性 1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型 2号消火栓にあつては、1人操作により延長が円滑にできるように収納されていること。
	降下装置（屋内消火栓の開閉弁を天井に設ける場合に限る。）	設置高さ	目視により確認する。	床面から高さ 1.8m以下の位置に設けてあること。 上部に設けられており、取付面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れたところから容易に識別できるものであること。
		表示灯		
減圧措置			目視により確認する。	a ノズルの先端における放水圧力が 0.7MPa を超えないための措置を講じてあること。 b 減圧弁等の減圧装置を使用するものにあつては、当該装置の故障により送水に支障が生じないように設けてあること。

イ 機能試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
加 圧 送 水 装 置 試 験	ポンプを用 いるもの	呼水装置作 動試験	減水警報装 置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽 の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね2分の1に減水するまでの間に確実に作動すること。
			自動給水装 置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
			呼水槽から の水の補給 状況	ポンプの漏斗、排気弁を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
		制 御 装 置 試験	ポンプの起 動・停止操 作時の状況 及び監視機 器の作動状 況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は、適正であること。
			ポンプ運転 時における 電源切替時 の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を 遮断させる。また、その後、常用電源 を復旧させる。	常用電源の遮断後及び復旧後において、起動操作することなくポンプが安定し て継続運転していること。
		起動装置試 験・ポンプ 始動表示試 験	ポンプの起 動状況等	制御盤の直接操作及び1号消火栓に あつては遠隔操作、易操作性1号消火 栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓 にあつては消防用ホースの延長操作等 を行う。 (直接操作による停止を含む。)	ポンプの始動及び停止が確実であること。
			始動表示の 点灯状況		始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。
			起動用水圧 開閉装置の 作動圧力	起動用圧力タンクの排水弁を開放し て、起動用水圧開閉器の設定作動圧力 を測定する。 (この試験は、3回繰り返す。)	作動圧力は、設定作動圧力値の±0.05MPa以内であること。
		ポンプ試験	ポンプ、電 動機その他 の機器等の 運転状況	ポンプを起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグラント部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。

		※ポンプ縮切運転時の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、縮切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程一吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 縮切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程一吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の100%以上110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
	※水温上昇防止装置試験		ポンプを縮切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量（L／min） L _s : ポンプ縮切運転時出力（kW） C : 3.6MJ（1kW 時当たりの水の発熱量） Δt : 30℃（ポンプ内部の水温上昇限度）
	※ポンプ性能試験装置試験		ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を JIS B8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JIS B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
	高架水槽を用いるもの	作 動 試 験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。
静 水 圧 測 定		高架水槽から最下位及び最上位の屋内消火栓の開閉弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値の範囲内であること。	
圧力水槽を用いるもの	作 動 試 験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること又は減水により警報を発すること。
		自動加圧装置作動状況	排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。
	静 水 圧 測 定		圧力水槽から最下位及び最上位の屋内消火栓の開閉弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値の範囲内であること。
配 管 耐 圧 試 験			当該配管に給水する加圧送水装置の縮切圧力の1.5倍以上の水圧を加える。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。
※ 降 下 装 置 試 験 （屋内消火栓の開閉弁を天井に設ける			押しボタン等の操作により確認する。	a 消防用ホースを床面からの高さが1.5m以下の位置まで降下できる措置が講じられていること。

場合に限る。)	b 消防用ホースの延長及び放水の操作が安全に行える速度で降下すること。
---------	-------------------------------------

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成 9 年消防庁告示第 8 号)又は「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」(平成 25 年消防庁告示第 2 号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
放 水 試 験		放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、規定個数の屋内消火栓を同時に使用した場合及び放水圧力が最も高くなると予想される箇所の消火栓 1 個を使用した場合のそれぞれのノズルの先端における放水圧力及び放水量を測定する。	ノズル先端における放水圧力が 1 号消火栓、易操作性 1 号消火栓及び広範囲型 2 号消火栓にあつては 0.17MPa 以上 0.7MPa 以下、2 号消火栓にあつては 0.25MPa 以上 0.7MPa 以下において、放水量は 1 号消火栓及び易操作性 1 号消火栓にあつては 130ℓ/min 以上、2 号消火栓にあつては 60ℓ/min 以上、広範囲型 2 号消火栓にあつては 80ℓ/min 以上であること。 なお、放水量は、次式により算出することができる。 $\therefore Q = KD^2 \sqrt{10P}$ Q：放水量 (ℓ/min) D：ノズル口径 (mm) K：1 号消火栓 K=0.653 易操作性 1 号消火栓、2 号消火栓及び広範囲型 2 号消火栓の型式により指定された定数を用いること。 P：放水圧力 (MPa) ただし、噴霧切替ノズルにあつては、棒状で測定し、放水圧力及び放水量が適正であること。
※ 操 作 性 試 験 (易操作性 1 号消火栓、2 号消火栓及び広範囲型 2 号消火栓に限る。)		消防用ホースの延長及び格納の操作を行う。	a 1 人で容易に操作ができること。 b 消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること。
非常電源切替試験	自 家 発 電 設 備	常用電源における放水試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。
	蓄 電 池 設 備		a 電圧は適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。
	燃 料 電 池 設 備		a 電圧は適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。

備考 ※印の試験は、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」(平成 25 年消防庁告示第 2 号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

第3 スプリンクラー設備

スプリンクラー設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準	
水 源 (水道の用に供 する水管を水源 とするものを除 く。)	水 源 の 種 類 ・ 構 造		目視により確認する。	適正であること。	
	水 量			規定量以上確保されていること。	
	吸 水 障 害 防 止 措 置			防止するための措置が講じられていること。	
	給 水 装 置			適正であること。	
	耐 震 措 置			地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
加 圧 送 水 装 置	設 置 場 所		目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。	
	ポ ン プ を 用 い る も の	ポンプ・ 電動機・ 内燃機関	設 置 状 況	目視により確認する。	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。
			接 地 工 事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
			配 線		適正であること。
			潤 滑 油		a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。
			燃 料 タ ン ク		a 腐食・変形等がないこと。 b 規定量あること。
			蓄 電 池		a 腐食・変形・損傷等がないこと。 b 電解液量が適正であること。 c 端子の緩み等がなく、端子電圧が所定の値であること。
	水温上昇 防止のため の逃し装置 （ポンプ 本体に逃し機 構を有するも のを除く。）	配 管 ・ バ ル ブ 類	目視により確認する。	a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで15A以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。	
				オ リ フ ィ ス 等	最小流過口径は、3mm 以上あること。
				ブースターポンプに設ける逃し配管・逃し装置	a 逃し配管にあつては、配管の高さが、一次ポンプの定格全揚程以上であること。 b 逃し装置にあつては、設定圧力が、ブースターポンプの押込圧力を超える圧力以上、ブースターポンプの押込圧力とブースターポンプの定格全揚程との和以下であること。
	性能試験装置の配管・バルブ類		目視により確認する。	a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。	
	呼水装置	材 質	目視により確認する。	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。	

		水	量		100ℓ以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が 150A 以下の場合は 50ℓ以上の水量が確保されていること。
		溢 水 用 排 水 管			管の呼びで 50A 以上であること。
		呼 水 管			管の呼びで 40A 以上であること。
		補 給 水 管			a 管の呼びで 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。
		減 水 警 報 装 置			発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
制御装置		設 置 場 所		目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和 56 年消防庁告示第 10 号)第 3 に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあってはこの限りでない。
		制 御 盤			a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合にあっては、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。 d インバータ方式の制御盤を用いるものにあっては、電動機及び発電機その他の設備へ影響を与えないための措置、並びに電動機の回路を保護するための装置が作動した場合でも、確実に電動機が作動するための措置が施してあること。
		予 備 品 等			所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
		接 地 工 事			電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
圧力計・連成計		設 置 位 置		目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては、吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。
		性 能			JIS B7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。
起	直 接 操 作 部			目視により確認する。	直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。
動 装 置	起動用水圧開閉装置	起動用圧力タンク		目視により確認する。	労働安全衛生法に定める第 2 種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		タ ン ク の 容 量			100ℓ 以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主管に設ける止水弁の呼び径が 150A 以下の場合は 50 ℓ とすることができる。
		配 管 ・ パ ル プ 類			a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで 25A 以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
	自動式起動装置	閉鎖型スプリングラーヘッド		目視により確認する。	火災を有効に感知できるように設けられていること。
		自 動 火 災 感 知 装 置			自動火災報知設備の基準に準じて設けられていること。
	手動式起動装置	設 置 場 所 等		目視及びスケールを用いて確認する。	当該区域が火災の時容易に接近することができる箇所に設けられていること。

配管・バルブ類		設置高さ 構造 表示		目視により確認する。	床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。
					容易に操作できるものであること。
					直近の見やすい箇所に起動操作部である旨の表示がされているものであること。
		流水検知装置	目視により確認する。	警報を発することができるものであること。	
		補助水槽	目視により確認する。	a 構造が適正であること。 b 吸水障害を防止するための措置が講じられていること。 c 給水装置が適正であること。	
	高架水槽を用いるもの	構造	目視により確認する。	適正であること。	
		内容積・落差 配管・バルブ類		所定の内容積及び落差を有すること。 a 水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。	
		水位計		a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。	
	圧力水槽を用いるもの	種類・構造	目視により確認する。	a 1MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の規定に適合したものであること。	
		内容積・有効圧力		a 加圧用ガス容器により生ずる圧力によるものにあつては、所定の圧力を得るのに十分な量の加圧用ガスが充填された加圧用ガス容器が設けられていること。 b 加圧用ガス容器により生ずる圧力によるもの以外のものにあつては、水量が内容積の 3 分の 2 以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。	
		自動加圧装置 配管・バルブ類		圧力の自然低下が防止できるものであること。 a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。	
		水位計・圧力計		a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。	
	耐震措置		目視により確認する。	地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
	設置状況		目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。	

機	器	配	管	目視により確認する。	a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 若しくは G3459 に適合するもの、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製のもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用する配管であって、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に規定する基準によることができる。 b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2302、B2308 のうち材料に G3214（SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。）若しくは G5121（SCS13 又は SCS14 に限る。）を用いるもの、B2309、B2311、B2312 若しくは B2313（G3468 を材料とするものを除く。）に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用する管継手であって、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に規定する基準によることができる。	
		バ	ル	ブ	類	a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用するバルブ類であって、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に規定する基準によることができる。 b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、JIS B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用する開閉弁、止水弁及び逆止弁であって、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に規定する基準によることができる。 c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。 d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
		吸	水	管	a ポンプごとに専用であること。 b ろ過装置が適正に設けられていること。	

		フ ー ト 弁 (水源の水位がポンプより低い位置にある場合に限る。)			a フート弁が適正な位置に設けられていること。 b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。 c 弁箱、ろ過装置、弁体及び弁座は、使用圧力に十分耐えることのできる強度及び耐食性を有するものであること。	
	防	食	措	置	目視により確認する。	乾式又は予作動式の流水検知装置及び一斉開放弁の二次側配管は、亜鉛めっき等による防食処理が施されていること。
	排	水	措	置	目視により確認する。	乾式又は予作動式の流水検知装置の二次側には、当該配管内の水を有効に排出できる措置が講じられていること。
	耐	震	措	置	目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
電 源	常	用	電	源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非 常 電 源 の 種 類				非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積 1,000㎡以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド	放 水 区 域 の 数 及 び 設 定 状 況				目視により確認する。	適正であること。
	設 置 方 法	配 置 等			目視により確認する。	a 適正であり、かつ、未警戒部分がないこと。 b ヘッドの周囲には、熱感知及び散水分布に障害となるものがないこと。
		配 管 へ の 取 付				確実であること。
		取 付 方 向				適正であること。
	機 器	閉 鎖 型 スプリンク ラーヘッド	表 示 温 度	目視により確認する。	設置場所に応じたものであること。	
			構 造 ・ 性 能		検定品であること。	
		開 放 型 スプリンクラーヘッド			適正なものであること。	
制 御 弁	設 置 場 所 等				目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。 b 放水区域又は各階ごとに設けてあること。 c 特定施設水道連結型スプリンクラー設備で制御弁を設ける場合にあっては、防火対象物又はその部分ごとに、それぞれ設けてあること。
	設 置 高 さ				目視及びスケール等を用いて確認する。	床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。
	構 造				目視により確認する。	みだりに閉止できない措置が講じられていること。
	表 示				目視により確認する。	直近の見やすい箇所にスプリンクラー設備の制御弁である旨及び常時開の状態を表示した標識が設けられていること。
流 水 検 知 装 置 ・ 圧 力 検 知 装 置	設 置 場 所 等				目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。 b 放水区域又は各階ごとに設けてあること。
	種 別 ・ 口 径				目視により確認する。	適正であること。

			減 圧 警 報	目視により確認する。	流水検知装置の二次側に圧力の設定を必要とする設備にあっては、二次側の圧力が当該流水検知装置の圧力設定値以下になった場合、自動的に警報を発するものが設けられていること。
			構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	適正であること。また、流水検知装置は、検定品であること。
一 斉 開 放 弁	起 動 操 作 部	設 置 場 所 等	設 置 高 さ	目視及びスケールを用いて確認する。	火災のとき容易に接近できる位置に設けてあること。
					床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。
	作 動 試 験 装 置			目視により確認する。	作動試験をするための装置が設けてあること。
	構 造 ・ 性 能			目視により確認する。	検定品であること。
末 端 試 験 弁	設 置 場 所			目視により確認する。	流水検知装置又は圧力検知装置の設けられる配管の系統ごとに 1 個ずつ、放水圧力が最も低くなると予想される配管の部分に設けてあること。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置の設置場所を確認すること。
	構 造			目視により確認する。	一次側には圧力計が、二次側には試験用放水口が取り付けられる構造であること。
	表 示			目視により確認する。	直近の見やすい箇所に末端試験弁である旨の標識が設けてあること。
自 動 警 報 装 置			音 響 警 報 装 置	目視により確認する。	各階又は放水区域ごとに有効に設けてあること。
			火 災 表 示 装 置	目視により確認する。	防災センター等に設けてあること。
送 水 口	設 置 場 所 等	設 置 場 所 等	設 置 高 さ	目視及びスケールを用いて確認する。	a 消防ポンプ自動車が、容易に接近することができる位置に設けてあること。 b 専用であること。
					地盤面からの高さが 0.5m 以上 1m 以下で、かつ、送水に支障のない位置に設けてあること。
		表 示			直近の見やすい箇所にスプリンクラー用送水口である旨及び送水圧力範囲を表示した標識が設けてあること。
	機 器	結 合 金 具		目視により確認する。	a 口径は、呼称 65 でねじ式のめねじ又は差込式の受け口が設けられていること。 b 双口形であること。 c 変形、損傷、つまり等がなく防護器具等で有効に保護されていること。
		逆 止 弁 等			送水口には、当該送水口の配管の操作しやすい箇所に逆止弁及び止水弁が設けてあること。
減 圧 措 置				目視により確認する。	スプリンクラーヘッド及び補助散水栓の放水圧力が 1MPa を超えないための措置を講じてあること。
排 水 設 備 (放水型ヘッドを用いるスプリンクラー設備に限る。)				目視により確認する。	排水溝、排水口等が有効に排水できるよう適正に設けられていること。
補 助 散 水 栓 等	散水栓	設 置 場 所		目視及びスケールを用いて確認する。	スプリンクラーヘッドの未警戒となる部分から一のホース接続口までの水平距離が 15m 以下となるように設けてあること。
		周 囲 の 状 況 ・ 操 作 性			操作は容易で、かつ、障害となるものがない場所に設けてあること。

		開 閉 弁 の 設 置 高 さ		ホース接続口及び開閉弁（天井に設ける場合を除く。）は、床面から高さ 1.5m 以下の位置に設けてあること。
		ホ ー ス の 接 続 等		ホースの形状等に適した方法により接続されていること。
		消 火 栓 開 閉 弁		a 開閉弁を天井に設ける場合にあっては、開閉弁は自動式のものであること。 b 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官の登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	散 水 栓 箱	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	扉の開閉及び放水等の操作に支障のない広さが確保されていること。
		設 置 状 況		a 取り付けが堅固であること。 b 放水用器具、ホース接続口、開閉弁等が収納されていること。
		材 質 等		a 鋼板等の不燃材料で作られていること。 b 変形、損傷等がないこと。
		赤 色 灯		a 上部に設けられており、取付面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れたところから容易に識別できるものであること（補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合を除く。）。 b 補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合にあっては、補助散水栓箱の直近の箇所設けられており、取付位置から 10m離れたところで、かつ、床面からの高さが 1.5mの位置から容易に識別できるものであること。
		表 示		a 表面には、「消火用散水栓」又は「消火栓」と表示されていること。 b 操作方法が表示されていること。
	ホース・ノズル	ホ ー ス (結合金具を含む。)	目視により確認する。	a 自主表示マークが付されていること。 b 所要の長さがあること。 c ホースに結合金具が装着された部分にあっては、消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		ホ ー ス 接 続 口		ホースの形状等に適したもので、ホースの着脱が容易であること。
		ノ ズ ル		a 適正な口径であり、容易に開閉できる装置が設けてあること。 b 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官の登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		結 合 状 態		確実に取り付けられており、使用が容易な状態で変形、損傷、つまりがないこと。
		収 納 状 態		1 人操作により延長が容易にできるように収納されていること。
	降下装置（補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合に限る。）	設 置 高 さ	目視により確認する。	床面から高さ 1.8m以下の位置に設けてあること。
		表 示 灯		上部に設けられており、取付面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れたところから容易に識別できるものであること。

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法		合 否 の 判 定 基 準	
加 圧 送 水 装 置 試 験	ポンプを用 いるもの	呼 水 装 置 作 動 試 験	減 水 警 報 装 置 作 動 状 況	自 動 給 水 装 置 の 弁 を 閉 止 し、呼水槽の 排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね 2 分 の 1 に減水するまでの間に確実に作動すること。
			自 動 給 水 装 置 作 動 状 況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
			呼 水 槽 か ら の 水 の 補 給 状 況	ポンプの漏斗、排気弁を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
	制 御 装 置 試 験	ポンプの起 動・停止操 作時の状 況及び監 視機器の 作動状況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は適正であること。	
			ポンプ運 転 時における 電 源 切 替 時 の 運 転 状 況	ポンプを起動させた後、常用電源を遮 断させる。また、その後常用電源を復旧 させる。	常用電源の遮断後及び復旧後において、起動操作することなくポンプが安 定して継続運転していること。
		起 動 装 置 試 験	ポンプの 起 動状況等	制御盤の直接操作又は遠隔操作、末端 試験弁の開放、補助散水栓のノズル開放、 火災感知器の作動等のポンプを起動させ るための操作を行う。	ポンプの始動及び停止が確実であること。
	起 動 表 示 の 点 灯 状 況			始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。	
	起 動 用 水 圧 開 閉 装 置 の 作 動 圧 力		起動用圧力タンクの排水弁を開放し て、起動用水圧開閉器の設定作動圧力を 測定する。 (この試験は、3 回繰り返す。)	作動圧力は、設定作動圧力値の±0. 05MPa 以内であること。	
	ポンプ試験	ポンプ、電動 機、内燃機関 そ の 他 の 機 器 等 の 運 転 状 況	ポンプを起動させる。	a 電動機、内燃機関及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機、内燃機関に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機、内燃機関の起動性能が確実であること。 d ポンプのグランド部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動している こと。	
		※ ポンプ 締 切 運 転 時 の 状 況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、締 切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用する ものは、揚程―吐出量の合成特性を 作成し、その特性を確認する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、 合成特性値）の 140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。	

		※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程一吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の100%以上110%以下であること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置にあっては、100%以上125%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※水温上昇防止装置試験	ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量 (L/min) L_s : ポンプ締切運転時出力 (kW) C : 3.6MJ (1kW 時当たりの水の発熱量) Δt : 30℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)
		※ポンプ性能試験装置試験	ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を JIS B8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JIS B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
高架水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
	静水圧測定		高架水槽から最上位及び最下位の末端試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水圧を測定する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置の圧力計の指示値を基に計算すること。	設計された圧力値以上であること。
圧力水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。または、減水により警報を発すること。
		自動加圧装置作動状況	排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。
	静水圧測定		圧力水槽から最上位及び最下位の末端試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水圧を測定する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置の圧力計の指示値を基に計算すること。	設計された圧力値以上であること。

配管耐圧試験	当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の 1.5 倍以上の水圧を加える。ただし、開放型の場合は、ヘッド取り付け前に行う。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。
手動式起動装置試験	各放水区域に設けられた手動起動装置を操作し、その機能を確認する。	作動及び機能が適正であること。
流水検知装置・表示等	末端試験弁又は流水検知装置附属の試験弁を操作することにより、流水検知装置又は圧力検知装置、音響警報装置及び火災表示装置の作動状況を確認する。	a 火災表示装置に作動した階又は放水区域が適正に表示されること。 b 流水検知装置又は圧力検知装置の作動が適正であること。 c 音響警報装置の作動及び警報の報知は、適正であること。
※ 降下装置試験 (補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合に限る。)	押しボタン等の操作により確認する。	a 消防用ホースを床面からの高さが 1.5m 以下の位置まで降下できる措置が講じられていること。 b 消防用ホースの延長及び放水の操作が安全に行える速度で降下すること。

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成 9 年消防庁告示第 8 号)又は「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」(平成 25 年消防庁告示第 2 号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試験項目		試験方法		合否の判定基準
放水試験	開放型スプリンクラーヘッドを用いるもの	放水区域ごとに行う。なお、一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側に設けられた止水弁を閉とし、試験用排水管に設けられた仕切弁を開とすること。		
		起動性能等	自動火災感知装置による起動	所定の方法により作動させる。
			手動起動装置による起動	手動式開閉弁を操作し開放する。
閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるもの		放水区域ごとに行う。なお、予作動式のもの、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する加圧送水装置を設ける特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、自動火災報知設備の感知器を規定の方法により作動させること。		

		起 動 性 能 等	末端試験弁を開放する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置を用いて確認すること。	a 高架水槽及び圧力水槽を用いるものにあつては、流水検知装置又は圧力検知装置の作動により定められた警報が適正に発せられること。 b ポンプを用いるものにあつては、流水検知装置又は起動用水圧開閉装置が作動することにより加圧送水装置が起動すること。 c 定められた警報が適正に発せられること。 d 防災センター等に、放水した階又は放水区域の表示ができること。ただし、自動火災報知設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。 e 乾式又は予作動式にあっては、1 分以内に放水されること。なお、乾式又は予作動式にあっては、放水後の排水を十分に行うこと。
		放 水 圧 力	末端試験弁において、放水圧力及び放水量を測定する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置を用いて確認すること。	放水圧力は 0.1MPa 以上 1MPa 以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては 0.02MPa（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、0.05MPa））以上 1.0MPa 以下）、放水量は標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び側壁型ヘッドにあっては 80ℓ/min 以上、小区画型ヘッドにあっては 50ℓ/min（特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては、15ℓ/min（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、30ℓ/min））以上であること。 なお、放水量は、次式により算出することができる。 $Q = K\sqrt{10P}$ Q : 放水量 (ℓ/min) P : 放水圧力 (MPa) K : 定数
		放 水 量		
	補助散水栓	放 水 圧 力 放 水 量	放水圧力が最も低くなると予想される箇所の補助散水栓を使用した場合のノズル先端における放水圧力及び放水量を測定する。	ノズル先端における放水圧力が 0.25MPa 以上 1MPa 以下で、放水量は 60ℓ/min 以上であること。 なお、放水量は、次式により算出することができる。 $Q = KD^2\sqrt{10P}$ Q : 放水量 (ℓ/min) D : ノズル口径 (mm) K : 型式により指定された定数 P : 放水圧力 (MPa) ただし、噴霧切替ノズルにあっては、棒状で測定し、放水圧及び放水量が適正であること。
※ 補 助 散 水 栓 操 作 性 試 験			消防用ホースの延長及び格納の操作を行う。	a 1 人で容易に操作ができること。 b 消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること。

非常電源切替試験	自家発電設備	常用電源における放水試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。
	蓄電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。
	燃料電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。

備考 ※印の試験は、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成 25 年消防庁告示第 2 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

第 4 水噴霧消火設備

水噴霧消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準	
水	源	水 源 の 種 類 ・ 構 造	目視により確認する。	適正であること。	
		水 量		規定量以上確保されていること。	
		吸 水 障 害 防 止 措 置		防止するための措置が講じられていること。	
		給 水 装 置		適正であること。	
		耐 震 措 置		地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
加	設 置 場 所		目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。	
圧 送 水 装 置	ポン プ を 用 い る も の	ポンプ・ 電動機	設 置 状 況 接 地 工 事 配 線 潤 滑 油	目視により確認する。	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。
					電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
					適正であること。
					a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。
		水温上昇 防止のた めの逃し 装置 〔ポンプ 本体に 逃し機 構を有 するも のを除 く。〕	配 管 ・ バ ル ブ 類 オ リ フ ィ ス 等 ブースターポンプに 設ける逃し配管・逃し 装置	目視により確認する。	a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の 一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで 15A 以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。
					最小流過口径は、3mm 以上あること。
					a 逃し配管にあつては、配管の高さが一次ポンプの定格全揚程との和以上 であること。 b 逃し装置にあつては設定圧力が、ブースターポンプの押込圧力を超える 圧力以上、ブースターポンプの押込圧力とブースターポンプの定格全揚程 との和以下であること。
	性能試験装置の配管・バルブ類		目視により確認する。	a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられてい ること。	
	呼水装置	材 質	目視により確認する。	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇 所に設けられていること。	
		水 量		100ℓ以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が 150A 以下の場合は、50ℓ以上の水量が確保されていること。	
		溢 水 用 排 水 管		管の呼びで 50A 以上であること。	

		呼 水 管		管の呼びで 40A 以上であること。
		補 給 水 管		a 管の呼びで 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。
		減 水 警 報 装 置		発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
制御装置	設 置 場 所		目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和 56 年消防庁告示第 10 号)第 3 に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあっては、この限りでない。
	制 御 盤			a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合にあっては、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。 d インバータ方式の制御盤を用いるものにあっては、電動機及び発電機その他の設備へ影響を与えないための措置、並びに電動機の回路を保護するための装置が作動した場合でも、確実に電動機が作動するための措置が施してあること。
	予 備 品 等			所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
	接 地 工 事			電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
	圧力計・連成計		目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては、吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。
		性 能		JIS B7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。
減 圧 措 置			目視により確認する。	噴霧ヘッドにおける放射圧力が当該噴霧ヘッドの性能範囲の上限値を超えないための措置が講じてあること。
起	直 接 操 作 部		目視により確認する。	直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。
動	起 動 用 水 圧 開 閉 装 置	起動用圧力タンク	目視により確認する。	労働安全衛生法に定める第 2 種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		タンクの容量		100ℓ以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主配管に設ける止水弁の呼び径が 150A 以下の場合にあっては、50ℓ以上のものであること。
		配管・バルブ類		a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に管の呼びで 25A 以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
装 置	自 動 式 起 動 装 置	閉 鎖 型 ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド	目視により確認する。	火災が有効に感知できるように設けられていること。
		自 動 火 災 感 知 装 置		自動火災報知設備の基準に準じて設けられていること。

	手動式起動装置	設置場所等	目視及びスケールを用いて確認する。	当該地域が火災のとき容易に接近することができる箇所に設けられていること。
		設置高さ		床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。
		構造		容易に操作ができるものであること。
		表示		直近の見やすい箇所に起動操作部である旨の表示がされているものであること。
	流水検知装置		目視により確認する。	警報を発することができるものであること。
	高架水槽を用いるもの	構造	目視により確認する。	適正であること。
		内容積・落差		所定の内容積及び落差を有すること。
		配管・バルブ類		a 水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水弁管には、止水弁が設けられていること。
		水位計		a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。
	圧力水槽を用いるもの	種類・構造	目視により確認する。	a 1MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の規定に適合したものであること。
		内容積・有効圧力		a 加圧ガス容器により生ずる圧力によるものにあつては、所定の圧力を得るのに十分な量の加圧用ガスが充填された加圧用ガス容器が設けられていること。 b 加圧用ガス容器により生ずる圧力によるもの以外のものにあつては、水量が内容積の 3 分の 2 以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
		自動加圧装置		圧力の自然低下が防止できるものであること。
		配管・バルブ類		a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
		水位計・圧力計		a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。
	耐震措置		目視により確認する。	地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	配管・バルブ類	設置状況	目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。

	機 器 配 管	目視により確認する。	a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 若しくは G3459 に適合するもの、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製のもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2302、B2308 のうち材料に G3214（SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。）若しくは G5121（SCS13 又は SCS14 に限る。）を用いるもの、B2309、B2311、B2312 若しくは B2313（G3468 を材料とするものを除く。）に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。
		バ ル ブ 類	a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、JIS B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。 d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
		吸 水 管	a ポンプごとに専用であること。 b ろ過装置が適正に設けられていること。
		フ ー ト 弁 （水源の水位がポンプより低い位置にあるものに限る。）	a フート弁が適正な位置に設けられていること。 b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。 c 弁箱、ろ過装置、弁体及び弁座は、使用圧力に十分耐えることのできる強度及び耐食性を有するものであること。
	防 食 措 置	目視により確認する。	乾式の流水検知装置及び一斉開放弁の二次側配管は、亜鉛めっき等による防食措置が施されていること。
	耐 震 措 置	目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	電 常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
源	非 常 電 源 の 種 類	非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積 1,000m ² 以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。

噴霧ヘッド等	設 置 方 法	配 置 等		目視により確認する。	a 配置が適正であり、かつ、散水分布による未警戒部分がないよう設けられていること。 b 設置場所に応じた適正なものであること。
		配 管 へ の 取 付			適正であること。
	機 器	噴 霧 ヘ ッ ド		目視により確認する。	オリフィス面積、形状等は、適正であること。 自動火災報知設備の基準に準じて設けられていること。
		自 動 火 災 感 知 装 置			
制 御 弁	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災による災害等の被害を受けるおそれが少ない場所に設けてあること。 b 放水区域又は各階ごとに設けてあること。	
	設 置 高 さ		目視及びスケール等を用いて確認する。	床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。	
	構 造		目視により確認する。	みだりに閉止できない措置が講じられていること。	
	表 示		目視により確認する。	直近の見やすい箇所に水噴霧消火設備の制御弁である旨及び常時開の状態を表示した標識が設けられていること。	
流水検知装置・圧力検知装置	設 置 場 所 等		目視により確認する。	点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない場所に設けてあること。	
	種 別 ・ 口 径		目視により確認する。	適正であること。	
	減 圧 警 報		目視により確認する。	流水検知装置の二次側に圧力の設定を必要とする設備にあっては二次側の圧力が当該流水検知装置の圧力設定値以下になった場合、自動的に警報を発するものが設けられていること。	
	構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	適正であること。また、流水検知装置は、検定品であること。	
一 斉 開 放 弁	起 動 操 作 部	設置場所等	目視及びスケール等を用いて確認する。	火災のとき容易に接近できる位置に設けてあること。	
		設 置 高 さ		床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。	
	作 動 試 験 装 置		目視及びスケール等を用いて確認する。	作動試験をするための装置が設けてあること。	
	構 造 ・ 性 能		目視及びスケール等を用いて確認する。	検定品であること。	
自 動 警 報 装 置	音 響 警 報 装 置		目視により確認する。	各階又は放水区域ごとに有効に設けてあること。	
	火 災 表 示 装 置			防災センター等に設けてあること。	
排 水 設 備 (道路の用に供される部分又は駐車 の用に供される部分に設けるもの)	床 面 の 勾 配		目視により確認する。	a 道路には、排水溝に向かって有効に排水できる勾配があること。 b 車両が駐車する場所の床面には、排水溝に向かって、100 分の 2 以上の勾配があること。	
	排 水 溝 ・ 集 水 管			排水溝は、長さ 40m 以内ごとに 1 個の集水管が設けられ、消火ピットに連結してあること。	
	消 火 ピ ッ ト	構 造		油分離装置を有していること。	
		設 置 位 置		火災による影響の少ない場所に設けてあること。	
	区画境界堤の高さ			10cm 以上であること。	

イ 機能試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
加 圧 送 水 装 置 試 験	ポンプを用 いるもの	呼水装置作 動試験	減水警報装 置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽 の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね 2 分の 1 に減水するまでの間に確実に作動すること。
			自動給水装 置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
			呼水槽から の水の補給 状況	ポンプの漏斗、排気弁等を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
	制 御 装 置 試験	ポンプの起 動・停止操 作時の状況 及び監視機 器の作動状 況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流は適正であること。	
		ポンプ運転 時における 電源切替時 の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を 遮断させる。また、その後、常用電源 を復旧させる。	常用電源の遮断及び復旧後において、起動操作することなくポンプが安定して 継続運転していること。	
	起動装置試 験	ポンプの起 動状況等	制御盤の直接操作又は遠隔操作、火 災感知器の作動等の起動させるための 操作をする。	ポンプの始動及び停止が確実であること。	
		起動用水圧 開閉装置の 作動圧力	起動用圧力タンクの排水弁を開放し て、起動用水圧開閉器の設定作動圧力 を測定する。 (この試験は、3 回繰り返す。)	作動圧力が、設定作動圧力値の±0. 05MPa 以内であること。	
	ポンプ試験	ポンプ、電 動機その他 の機器等の 運転状況	ポンプを起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグラウンド部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。	
		※ポンプ締 切運転時 の状況	ポンプの吹出側の止水弁を閉止し、 締切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用する ものは、揚程一吐出量の合成特性 を作成し、その特性を確認する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、合成 特性値）の 140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。	

		※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程―吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の100%以上110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
	※水温上昇防止装置試験		ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量 (L/min) L_s : ポンプ締切運転時出力 (kW) C : 3.6MJ (1kW 時当たりの水の発熱量) Δt : 30℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)
	※ポンプ性能試験装置試験		ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を JIS B8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JIS B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
高架水槽を用いるもの	作 動 試 験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
	静 水 圧 測 定		高架水槽から最上位及び最下位の一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水压を測定する。	設計された圧力値以上であること。
圧力水槽を用いるもの	作 動 試 験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水させる。	給水装置が作動し、給水されること又は減水により警報を発すること。
		自動加圧装置作動状況	排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。
	静 水 圧 測 定		圧力水槽から最上位及び最下位の一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水压を測定する。	設計された圧力値以上であること。
配 管 耐 圧 試 験			当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の1.5倍以上の水圧を加える。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。
手 動 式 起 動 装 置 試 験			各放射区域に設けられた手動起動装置を操作し、その機能を確認する。	作動及び機能が適正であること。
流 水 検 知 装 置 ・ 表 示 等			テスト弁を操作することにより、流水検知装置又は圧力検知装置、音響警報装置及び火災表示装置の作動状況並びに放水を確認する。	a 火災表示装置に作動した階又は放水区域が適正に表示されること。 b 流水検知装置又は圧力検知装置の作動が適正であること。 c 音響警報装置の作動及び警報の報知は、適正であること。

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
放射試験	すべての放射区域について行う。なお、いずれの放射区域においても放射圧力が最も低くなると予想されるヘッド及び放射圧力が最も高くなると予想されるヘッドの一次側に圧力計を取り付けておくこと。			
	起動性能等	自動火災感知装置による起動	所定の方法により作動させる。	a 一斉開放弁が正常に作動すること又は手動式開放弁が正常に操作できること。 b 加圧送水装置が確実に作動すること。 c 圧力検知装置又は流水検知装置が正常に作動すること。 d 適正に警報を発し、防災センター等に放水した階又は区域の表示ができること。ただし、自動火災報知設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。
		手動起動装置による起動	起動操作部(手動式開放弁、遠隔起動操作部分が設けられているものにあつては、当該操作部を含む。)を開放する。	
	ヘ ッ ド の 放 射 状 況		目視により確認する。	a 噴霧ヘッドから正常に放射すること。 b 防護対象物が噴霧ヘッドの有効防護空間内に包含されていること。
	放 射 圧 力		放射圧力及び放射量を測定する。	放射圧力及び放射量は、設置したヘッドの使用範囲内であること。なお、放射量は、次式により算出することができる。 $Q = K\sqrt{10P}$ Q :放射量(ℓ/min) P :放射圧力(MPa) K :定数
	放 射 量			
	排水設備試験(道路の用に供される部分又は駐車のに供される部分に設けるもの)	区画境界堤の状態	目視により確認する。	放射された水は、区画境界堤から溢水しないこと。
		消火ピットの水位	目視により確認する。	設計値の範囲内であること。
排水状況		目視により確認する。	支障なく行えること。	
非常電源切替試験	自家発電設備	常用電源における放射試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。	
	蓄電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。	
	燃料電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。	

第 5 泡消火設備

泡消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
水	源	水 源 の 種 類 ・ 構 造	目視により確認する。	適正であること。
		水 量		規定量以上確保されていること。
		吸 水 障 害 防 止 措 置		防止するための措置が講じられていること。
		給 水 装 置		適正であること。
		耐 震 措 置		地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
加 圧 送 水 装 置	設 置 場 所		目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。
	ポ ン プ を 用 い る も の	ポンプ・電動機	目視により確認する。	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。
				電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
				適正であること。
				a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。
		水温上昇防止のための逃し装置	目視により確認する。	a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けてあること。 c 配管は、管の呼びで 15A 以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。
		〔ポンプ本体に逃し機構を有するものを除く。〕		最小流過口径は、3mm 以上あること。
	性能試験装置の配管・バルブ類		目視により確認する。	a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。
	呼水装置	材 質	目視により確認する。	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。
		水 量		100ℓ以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が 150A 以下の場合は 50ℓ以上の水量が確保されていること。
		溢 水 用 排 水 管		管の呼びで 50A 以上であること。
		呼 水 管		管の呼びで 40A 以上であること。

			補給水管		a 管の呼びで 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。
			減水警報装置		発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
制御装置			設置場所	目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和 56 年消防庁告示第 10 号)第 3 に定める防火性能に関する構造のものをを用いる場合にあってはこの限りでない。
			制御盤		a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合は、他の回路より及び他の回路の事故等により影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。 d インバータ方式の制御盤を用いるものにあっては、電動機及び発電機その他の設備へ影響を与えないための措置、並びに電動機の回路を保護するための装置が作動した場合でも、確実に電動機が作動するための措置が施してあること。
			予備品等		所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
			接地工事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
圧力計・連成計			設置位置	目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては、吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。
			性能		JIS B7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。
減圧措置					a 泡放出口の放出圧力又はノズルの先端の放射圧力が当該泡放出口又はノズルの性能範囲の上限値を超えないための措置が講じてあること。 b 減圧弁等の減圧装置を使用するものにあっては、当該装置の故障により送水に支障が生じないように設けてあること。
起動装置	直接操作部			目視により確認する。	直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。
	起動用水圧開閉装置	起動用圧力タンク	目視により確認する。		労働安全衛生法に定める第 2 種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		タンクの容量			100ℓ以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主配管に設ける止水弁の呼び径が 150A 以下の場合にあっては 50ℓ以上のものであること。
		配管・バルブ類			a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで 25A 以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
	自動式起動装置	閉鎖型スプリンクラーヘッド	目視により確認する。		火災が有効に感知できるように設けられていること。
		自動火災感知装置			自動火災報知設備の基準に準じて設けられていること。
	手動式起動装置	設置場所等	目視により確認する。		当該地域が火災の時容易に接近することができる箇所に設けられていること。
		設置高さ			床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。

配管・バルブ類			構 造		容易に操作ができるものであること。
			表 示		直近の見やすい箇所に起動操作部である旨の表示がされているものであること。
		流 水 検 知 装 置		目視により確認する。	警報を発することができるものであること。
	高架水槽を用いるもの	構 造		目視により確認する。	適正であること。
		内 容 積 ・ 落 差			所定の内容積及び落差を有すること。
		配 管 ・ バ ル ブ 類			a 水位計、配水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
		水 位 計			a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。
	圧力水槽を用いるもの	種 類 ・ 構 造		目視により確認する。	a 1MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の規定に適合したものであること。
		内 容 積 ・ 有 効 圧 力			a 加圧ガス容器により生ずる圧力によるものにあつては、所定の圧力を得るのに十分な量の加圧用ガスが充填された加圧用ガス容器が設けられていること。 b 加圧用ガス容器により生ずる圧力によるもの以外のものにあつては、水量が内容積の 3 分の 2 以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
		自 動 加 圧 装 置			圧力の自然低下が防止できるものであること。
		配 管 ・ バ ル ブ 類			a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
		水 位 計 ・ 圧 力 計			a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。
	耐 震 措 置		目視により確認する。	地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
	設 置 状 況		目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。	

	機 器	配 管	目視により確認する。	a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 若しくは G3459 に適合するもの、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製のもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2302、B2308 のうち材料に G3214 (SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。) 若しくは G5121 (SCS13 又は SCS14 に限る。) を用いるもの、B2309、B2311、B2312 若しくは B2313 (G3468 を材料とするものを除く。) に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。
		バ ル ブ 類		a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、JIS B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。 d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
		吸 水 管		a ポンプごとに専用であること。 b ろ過装置が適正に設けられていること。
		フ ー ト 弁 (水源の水位がポンプより低い位置にある場合に限る。)		a フート弁が適正な位置に設けられていること。 b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。 c 弁箱、ろ過装置、弁体及び弁座は、使用圧力に十分耐えることのできる強度及び耐食性を有するものであること。
		防 食 措 置	目視により確認する。	乾式の流水検知装置及び一斉開放弁の二次側配管は、亜鉛めっき等による防食措置が施されていること。
		耐 震 措 置	目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
		非 常 電 源 の 種 類	非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積が 1,000m ² 以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。

放射区域又は防護区画の数及び設定状況			目視により確認する。	配置が適正であり、かつ、未警戒部分がないように設けられていること。
放 出 口	設 置 方 法	配 置 等	目視により確認する。	a 低発泡を用いるものは、未警戒部分がなく、かつ、放射分布の障害とならないように設けてあること。 b 高発泡を用いるものは、防護対象物の最高位より上部の位置に設けてあること等適正に設けてあること。 c 局所放出方式のものにあっては相互に接近した防護対象物が延焼のおそれのある場合は、その延焼範囲内の防護対象物として設ける等適正に設けていること。
		配 管 へ の 取 付		配管と確実に接続されていること。
		取 付 方 向		適正であること。
	機 器	泡 へ ッ ド	目視により確認する。	適正なものであること。
		高 発 泡 用 泡 放 出 口		適正なものであること。
	制 御 弁	設 置 場 所 等		目視により確認する。
設 置 高 さ		目視及びスケール等を用いて確認する。	床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。	
構 造		目視により確認する。	みだりに閉止できない措置が講じられていること。	
表 示		目視により確認する。	直近の見やすい箇所に泡消火設備の制御弁である旨及び常時開の状態を表示した標識が設けられていること。	
流 水 検 知 装 置 ・ 圧 力 検 知 装 置	設 置 場 所 等		目視により確認する。	点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない場所に設けてあること。
	種 別 ・ 口 径		目視により確認する。	適正であること。
	減 圧 警 報		目視により確認する。	流水検知装置の二次側に圧力の設定を必要とする設備にあっては、二次側の圧力が当該流水検知装置の圧力設定値以下になった場合、自動的に警報を発するものが設けられていること。
	構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	適正であること。また、流水検知装置は、検定品であること。
一 斉 開 放 弁	起 動 操 作 部	設置場所等	目視及びスケール等を用いて確認する。	火災のとき容易に接近できる位置に設けてあること。
		設 置 高 さ		床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。
	作 動 試 験 装 置		目視により確認する。	作動試験をするための装置が設けてあること。
	構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	検定品であること。
自 動 警 報 装 置	音 響 警 報 装 置		目視により確認する。	各階又は放水区域ごとに有効に設けてあること。
	火 災 表 示 装 置		目視により確認する。	防災センター等に設けてあること。

防護区画の開口部 (高発泡に限る。)		開 口 部 の 措 置		目視により確認する。	防護区画の上部以外に開口部があるときは、自動閉鎖装置が設けてあること。
		自動閉鎖装置を設けない開口部			開口部は、泡水溶液の付加量に適合する開口部面積以下であること。
		開 口 部 の 構 造			開口部の扉等は、放射された泡が防護区画外に流出するおそれのないものであること。
貯蔵槽等	貯蔵槽	設 置 場 所	機 器 消 火 剤 の 適 合 性 貯 蔵 量 圧 力 計 の 指 示	目視により確認する。	a 火災の際、延焼のおそれのない場所であること。 b 泡消火薬剤の性状が変質するおそれの少ない場所であること。
		適正であること。			
		規定量以上であること。			
		常時加圧されているものにあつては、圧力計の指示が適正であること。			
	混 合 装 置	設 置 場 所		目視により確認する。	火災の際、延焼のおそれのない場所であること。
		混 合 方 式			適正であること。
	泡 消 火 薬 剤	種 別		目視により確認する。	所定のものが使用されていること。
		性 能			検定品であること。
	耐 震 措 置			目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
泡消火栓等	泡 消 火 栓	設 置 場 所		目視及びスケール等を用いて確認する。	防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が 15m 以下となるように設けてあること。
		周囲の状況・操作性			操作が容易で、かつ、障害となるものがない場所に設けてあること。
		開 閉 弁 設 置 高 さ			ホース接続口及び開閉弁は、床面からの高さが 1.5m 以下の位置になること。
		ホ ー ス 接 続 口			ホース接続口は、差込式又はねじ式の呼称 40 又は 50 のものであること。
	泡 消 火 栓 箱	周 囲 の 状 況		目視により確認する。	扉の開閉及び放射等の操作に支障のない広さが確保されていること。
		設 置 状 況			a 取り付けが堅固であること。 b 泡放射用器具、ホース接続口、開閉弁等が収納されていること。
		材 質 等			a 鋼材等の不燃材料で作られていること。 b 変形、損傷等がないこと。
		表 示 灯			上部には、取付面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できるものであること。
		表 示			表面には、「泡消火栓」と表示されていること。

ホース・ノズル	ホース (結合金具を含む。)	目視により確認する。	a 自主表示マークが付されていること。 b 呼称 40 又は 50 のものが、所要の長さ、本数が備えられていること。 c ホースに結合金具が装着された部分にあっては、消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	ホース接続口		ホースの形状に適したもので、ホースの着脱が容易であること。
	ノズル		適正であること。
	結合状態		確実に結合されており、使用が容易な状態で変形、損傷、つまりがないこと。
	収納状態		ねじれ、からみ等がないように整然と収納されていること。

イ 機能試験

試験項目				試験方法	合否の判定基準
加圧送水装置試験	ポンプを用いるもの	呼水装置作動試験	減水警報装置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね 2 分の 1 に減水するまでの間に確実に作動すること。
			自動給水装置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
			呼水槽からの水の補給状況	ポンプの漏斗、排気弁を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
	制御装置試験		ポンプの起動・停止操作時の状況及び監視機器の作動状況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押釦スイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は適正であること。
			ポンプ運転時における電源切替時の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を遮断させる。また、その後、常用電源を復旧させる。	常用電源の遮断後及び復旧後において、起動操作することなくポンプが安定して継続運転していること。
	起動装置試験		ポンプの起動状況等	制御盤の直接操作又は遠隔操作、火災感知器の作動等の起動させるための操作をする。	ポンプの始動及び停止が確実であること。
			起動表示の点灯状況		始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。
			起動用水圧開閉装置の作動圧力	起動用圧力タンクの排水弁を開放して、起動用水圧開閉器の設定作動圧力を測定する。 (この試験は、3 回繰り返す。)	作動圧力は、設定作動圧力値の±0. 05MPa 以内であること。

	ポンプ試験	ポンプ、電動機その他の機器等の運転状況	ポンプを起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグラント部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。
		※ポンプ締切運転時の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、締切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程―吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程―吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の100%以上110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
	※水温上昇防止装置試験		ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量 (L/min) L _s : ポンプ締切運転時出力 (kW) C : 3.6MJ (1kW 時当たりの水の発熱量) Δt : 30℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)
	※ポンプ性能試験装置試験		ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を JIS B8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JIS B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
高架水槽を用いるもの	作 動 試 験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
	静 水 圧 測 定		高架水槽から最上位及び最下位の一斉開放弁若しくは手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置で静水压を測定する。	設計された圧力値以上であること。
圧力水槽を用いるもの	作 動 試 験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること又は減水により警報を発すること。
		自動加圧装置作動状況	排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。

		静 水 圧 測 定	圧力水槽から最上位及び最下位の一次開放弁若しくは手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値以上であること。
配 管 耐 圧 試 験			当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の 1.5 倍以上の水圧を加える。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。
手 動 式 起 動 装 置 試 験			各放射区域に設けられた手動起動装置を操作し、その機能を確認する。	作動及び機能が適正であること。
流 水 検 知 装 置 ・ 表 示 等			テスト弁を操作することにより、流水検知装置又は圧力検知装置、音響警報装置、火災表示装置の作動状況並びに放射を確認する。	a 火災表示装置に設置階又は放射区域が適正に表示されること。 b 流水検知装置又は圧力検知装置の作動が適正であること。 c 音響警報装置の作動及び警報の報知は適正であること。

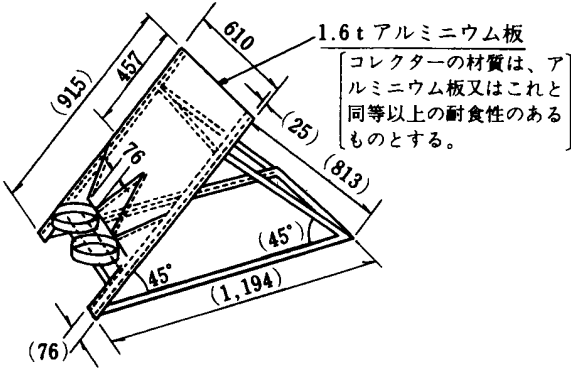
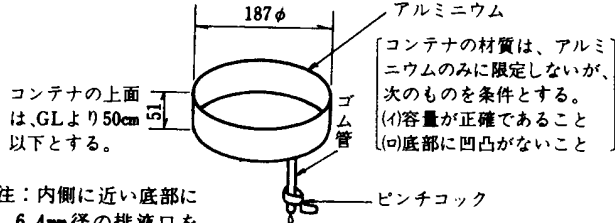
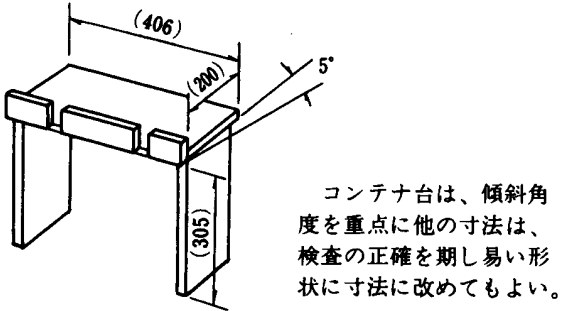
備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

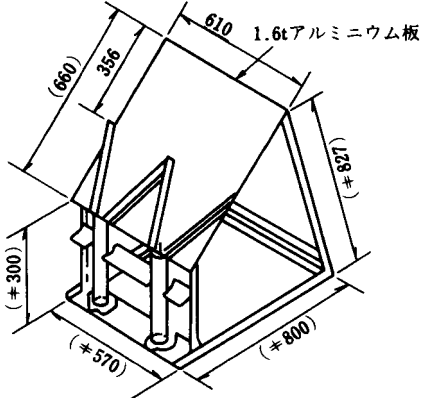
試 験 項 目		試 験 方 法		合 否 の 判 定 基 準	
泡 放 射 試 験 （ 低 発 泡 に よ る も の ）	固 定 式	すべての放射区域について行う。なお、いずれの放射区域においても放射圧力が最も低くなると予想されるヘッド及び放射圧力が最も高くなると予想されるヘッドの一次側に圧力計を取り付けておくこと。			
		起動性能等	自動火災感知装置による起動	所定の方法により作動させる。	a 一斉開放弁が正常に作動すること又は手動式開放弁が正常に操作できること。 b 加圧送水装置が確実に作動すること。 c 圧力検知装置又は流水検知装置が正常に作動すること。 d 適正に警報を発し、中央管理室等常時人のいる場所に放射した階又は放射区域の表示がでること。ただし、自動火災警報設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。
			手動起動装置による起動	起動操作部（手動式開放弁。遠隔起動操作部分が設けられているものにあつては、当該操作部を含む。）を開放する。	
		ヘ ッ ド の 放 射 状 況		目視により確認する。	a ヘッドから正常に放射すること。 b 防護対象物がヘッドの有効防護空間内に包含されていること。
		放 射 圧 力		放射圧力を測定する。	放射圧力は、設置した泡放出口の使用範囲内であること。
		希 積 容 量 濃 度		一定時間内に放射した水量及び泡消火薬剤量を測定する。	泡消火薬剤の希釈濃度が 3%型にあつては 3～4%、6%型にあつては 6～8%の範囲内であること。
		発 泡 倍 率		試験は、使用泡消火薬剤の種類に応じ	倍率は、5 倍以上であること。
		25% 還 元 時 間		所定の方法により行う。 表－1 及び表－2 参照	たん白泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤にあつては 60 秒以上、合成界面活性剤泡消火薬剤にあつては 30 秒以上であること。
	移 動 式	放射圧力が最も低くなると予想される箇所の泡消火栓について実施する。最大 2 個同一階の泡消火栓について実施する。			

		放射量の測定	放射圧力	それぞれ所定長さのホースを延長し、筒先を確実に保持する。 開閉弁を全開し、圧力計付管路媒介金具により圧力を測定する。 当該泡ノズルの圧力―吐出量の関係図等から泡水溶液の放射量を測定する。	それぞれの泡ノズルからの泡水溶液の放射量	道路の用に供される部分、自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車のために供される部分に設けられているもの。 その他の防火対象物又はその部分に設けられるもの。	100ℓ/min以上であること。 200ℓ/min以上であること。
		希 積 容 量 濃 度		一定時間内に放射した水量及び泡消火薬剤量を測定する。	泡消火薬剤の希釈濃度が 3%型にあつては 3～4%、6%型にあつては 6～8%の範囲内であること。		
		発 泡 倍 率		試験は、使用泡消火薬剤の種類に応じ所定の方法により行う。 表－1 及び表－2 参照	倍率は、5 倍以上であること。		
		25% 還 元 時 間			たん白泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤にあつては 60 秒以上、合成界面活性剤泡消火薬剤にあつては 30 秒以上であること。		
泡放射試験 (高発泡によるもの)	いずれの加圧送水装置を用いるものにあつても、それぞれの放射区域について行う。なお、放射圧力が最も低くなると予想される放射区域及び放射圧力が最も高くなると予想される区域に設けられた泡放出口の一次側に圧力計を取り付けておくこと。						
	起動性能等	自動火災感知装置による起動		所定の方法により作動させる。	a 一斉開放弁が正常に作動すること又は手動式開放弁が正常に操作できること。 b 加圧送水装置が確実に作動すること。 c 圧力検知装置又は流水検知装置が正常に作動すること。 d 適正に警報を発し、防災センター等に放射した階又は放射区域の表示がでること。ただし、自動火災報知設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。		
		手動起動装置による起動		起動操作部(手動式開放弁。遠隔起動操作部分が設けられているものにあつては、当該操作部を含む。)を開放する。			
	自動閉鎖装置の作動状況			目視により確認する。	確実に起動し、かつ、自動閉鎖装置が閉鎖すること。		
	放射状況			目視により確認する。	a 泡放出口から正常に放射すること。 b 防護対象物が泡放出口の有効防護空間内に包含されていること。		
	放出停止装置による停止状況			加圧送水装置の起動及び自動閉鎖装置の作動を確認したのち、当該装置の作動を停止させる操作をする。	確実に停止すること。		
	放射圧力の測定			放射圧力を測定する。	放射圧力は、設置した泡放出口の使用範囲内であること。		
非常電源切替試験	自家発電設備		常用電源における放射試験の最終段階において、常用電源を電源切換装置一次側で遮断する。		a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力は、適正であること。		
	蓄電池設備				a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力は、適正であること。		
	燃料電池設備				a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力は、適正であること。		

表－1 泡消火設備発泡倍率及び 25%還元時間測定方法

項 目		測 定 基 準	備 考
適 用 範 囲		本測定方法は、たん白泡消火薬剤又は合成界面活性剤泡消火薬剤のうち低発泡のものを使用したものについて適用する。	(単位：mm)
必要道具	発泡倍率測定器具	① 1,400mℓ容量の泡試料コンテナ 2 個(備考欄参照) ② 泡試料コレクタ 1 個(備考欄参照) ③ 秤 1 個	 1.6 t アルミニウム板 コレクターの材質は、アルミニウム板又はこれと同等以上の耐食性のあるものとする。
	25%還元時間測定器具	① ストップウォッチ 2 個 ② 泡試料コンテナ台 1 個(備考欄参照) ③ 100mℓ容量の透明容器 4 個	
泡 試 料 の 採 取 法		発泡面積内の指定位置に、1,400mℓ泡試料コンテナ 2 個をのせた泡試料コレクタをおき、当該コンテナに十分泡が満たされるまでコンテナをコレクタの上にのせ、満たされたらストップウォッチを押し、秒読みを開始すると共に、泡ヘッドより発泡落下中の泡から採取した試料を外部に移して、真直ぐな棒でコンテナ上面を平らにし、余分な泡及びコンテナ外側又は底面に付着している泡を取り除き、当該試料を分析する。	
測 定	発泡倍率	発泡倍率は、空気混入前の元の泡水溶液量に対する最終の泡量の比を測定するもので、あらかじめ泡試料コンテナの重量を測定しておき、泡試料をグラム単位まで測定し、次の式により計算を行うものとする。 $\frac{1,400\text{mℓ}}{\text{コンテナ重量を除いた全重量(g)}} = \text{発泡倍率}$	 187φ アルミニウム コンテナの材質は、アルミニウムのみに限定しないが、次のものを条件とする。 (i)容量が正確であること (ii)底部に凹凸がないこと 注：内側に近い底部に 6.4mm 径の排液口を設け、ゴム管及びピンチコックを付ける。
	25% 還 元 時 間	泡の 25%還元時間は、採取した泡から落ちる泡水溶液量が、コンテナ内の泡に含まれている全泡水溶液量の 25%(1/4) 排液に要する時間を表したものをいい、水の保持能力の程度、泡の流動性を特別に表したもので、次の方法で測定する。 測定は、発泡倍率測定の試料で行い、泡試料の正味重量を 4 等分することにより、泡に含まれている泡水溶液の 25%容量(単位 mℓ)を得る。この量が排液するに要する時間を知るためにコンテナをコンテナ台におき、一定時間内にコンテナの底にたまる液を 100mℓ容量の透明容器で受ける。 測定の一例をあげると次のとおりである。 今、泡試料の正味の重量が 180g あったとする。 $25\% \text{容量値} = \frac{180}{4} = 45 \text{ (mℓ)}$ 従って、 45(mℓ)になる時間を測定する。 これにより性能を判定する。	
法			 コンテナ台は、傾斜角度を重点に他の寸法は、検査の正確を期し易い形状に寸法に改めてもよい。
			泡試料コンテナ台
			(注) 寸法の () 書は、参考寸法とする。

表－2 泡消火設備発泡倍率及び 25%還元時間測定方法

項 目		測 定 基 準	備 考
適 用 範 囲		本測定方法は、水成膜泡消火薬剤を使用して発泡させたものについて適用する。	(単位：mm)
必要道具	発泡倍率測定器具	① 内容量 1,000mℓの目盛付シリンダ(以下 1,000mℓ目盛付シリンダという。) 2 個 ② 泡試料コレクタ 1 個(備考欄参照) ③ 1,000g 秤(又はこれに近いもの) 1 個	
	25%還元時間測定器具	① ストップウォッチ 1 個 ② 100mℓ目盛付シリンダ..... 2 個	
泡 試 料 の 採 取 法		発泡面積内の指定位置に、1,000mℓ目盛付シリンダ 2 個を設けた泡試料コレクタをおき、当該シリンダに泡が満たされるまで試料を採取し、満たされたらストップウォッチを押し、秒読みを開始すると共に、採取した試料を外部に移して、余分な泡及びシリンダ外側又は底面に付着している泡を取り除き、当該試料を分析する。	
測 定	発泡倍率	発泡倍率は、空気混入前の元の泡水溶液量に対する最終の泡量の比を測定するもので、あらかじめ 1,000mℓ目盛付シリンダの重量を測定しておき、泡試料をグラム単位まで測定し、次の式により計算を行うものとする。 $\frac{1,000\text{mℓ}}{\text{シリンダ重量を除いた全重量(g)}} = \text{発泡倍率}$	
	25%還元時間	泡の 25%還元時間は、採取した泡から落ちる泡水溶液量が、コンテナ内の泡に含まれている全泡水溶液量の 25%(1/4) 排液するに要する時間を表したものをいい、水の保持能力の程度、泡の流動性を特別に表したもので、次の方法で測定する。 測定は、発泡倍率測定を試料で行い、泡試料の正味重量を 4 等分することにより、泡に含まれている泡水溶液の 25%容量(単位 mℓ)を得る。この量が還元するに要する時間を知るためにシリンダを平らな台におき、一定時間内にシリンダの底にたまる液を泡と容易に分離していることが判然とする計量線で測定する。 測定の一例をあげると次のとおりである。 今、泡試料の正味の重量が 200g あったとすると、1g を 1mℓとして換算し、 $25\% \text{容量値} = \frac{200(\text{mℓ})}{4} = 50 (\text{mℓ})$ 従って、 50 (mℓ) になる時間を測定する。 これにより性能を判定する。	○ メスシリンダの上面は、GLより 50cm 以下とする。 ○ コレクタの材質は、アルミニウム板又はこれと同等以上の耐食性のあるものとする。 (注) 寸法の()書は、参考寸法とする。
法			

第9 屋外消火栓設備

屋外消火栓設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
水	源	水 源 の 種 類 ・ 構 造		目視により確認する。	適正であること。
		水 量			規定量以上確保されていること。
		吸 水 障 害 防 止 措 置			防止するための措置が講じられていること。
		給 水 装 置			適正であること。
		耐 震 措 置			地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
加 圧 送 水 装 置	設 置 場 所		目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。	
	ポ ン プ を 用 い る も の	ポンプ・ 電 動 機	設 置 状 況	目視により確認する。	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。
			接 地 工 事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
			配 線		適正であること。
			潤 滑 油		a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。
	水温上昇 防止のた めの逃し 装置 （ポンプ 本体に 逃し機 構を有 するも のを除 く。）	配 管 等 ・ バ ル ブ 類		目視により確認する。	a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで 15A 以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。
		オ リ フ ィ ス 等			最小流過口径は、3mm 以上あること。
	ポンプの性能試験装置の配管・バルブ類		目視により確認する。	a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。	
	呼水装置	材 質		目視により確認する。	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。
		水 量			100ℓ 以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が 150A 以下の場合 50ℓ 以上の水量が確保されていること。
		溢 水 用 排 水 管			管の呼びで 50A 以上であること。
		呼 水 管			管の呼びで 40A 以上であること。

		補給水管		a 管の呼びで 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。
		減水警報装置		発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
制御装置	設置場所		目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号)第3に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあってはこの限りでない。
	制御盤			a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合にあっては、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。 d インバータ方式の制御盤を用いるものにあっては、電動機及び発電機その他の設備へ影響を与えないための措置、並びに電動機の回路を保護するための装置が作動した場合でも、確実に電動機が作動するための措置が施してあること。
	予備品等			所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
	接地工事			電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
圧力計・連成計	設置位置		目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸い込み側に連成計(水中ポンプにあっては吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。
	性能			JIS B7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。
起動装置	直接操作部	設置場所等	目視により確認する。	a 直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。 b 総合操作盤が設けてある場合には、当該総合操作盤にも起動装置が設けてあること。 c 操作上支障となる障害物がないこと。
		表示		屋外消火栓設備の起動装置である旨の表示が適正になされていること。
	遠隔操作部	設置場所等	目視により確認する。	a 遠隔操作できる起動装置が屋外消火栓箱の内部又は直近に設けてあること。 b 操作上支障となる障害物がないこと。
		構造		a 押ボタンによるものであり、有機ガラスによる透明な保護板が設けられていること。 b 雨水等の浸入するおそれのある場所に設けるものにあっては、有効な防護措置が講じられていること。
		表示		a 発信機が屋外消火栓設備の加圧送水装置と連動している場合には、その旨の表示がなされていること。 b 保護板又はその直近には、押ボタンの操作方法が明記されていること。
	始動表示灯		目視により確認する。	a 加圧送水装置の操作部又はその直近並びに屋外消火栓箱の内部又はその直近に設けてあること。 b 赤色であること。
	起動用水圧開閉装置	起動用圧力タンク	目視により確認する。	労働安全衛生法に定める第 2 種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		タンクの容量		100ℓ 以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主配管に設ける止水弁の呼び径が 150A 以下の場合にあっては、50ℓ 以上のものであること。

			配管・バルブ類		a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで 25A 以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
高架水槽を用いるもの			構造	目視により確認する。	適正であること。
			内容積・落差		所定の内容積及び落差を有すること。
			配管・バルブ類		a 水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
			水位計		a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。
圧力水槽を用いるもの			種類・構造	目視により確認する。	a 1MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の規定に適合したものであること。
			内容積・有効圧力		a 加圧ガス容器により生ずる圧力によるものにあつては、所定の圧力を得るのに十分な量の加圧用ガスが充填された加圧用ガス容器が設けられていること。 b 加圧用ガス容器により生ずる圧力によるもの以外のものにあつては、水量が内容積の 3 分の 2 以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
			自動加圧装置		圧力の自然低下が防止できるものであること。
			配管・バルブ類		a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けてあること。
			水位計・圧力計		a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。
耐震措置				目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
配管・バルブ類	設置状況			目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。

	機 器	配 管	目視により確認する。	a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 若しくは G3459 に適合するもの、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製のもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2302、B2308 のうち材料に G3214（SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。）若しくは G5121（SCS13 又は SCS14 に限る。）を用いるもの、B2309、B2311、B2312 若しくは B2313（G3468 を材料とするものを除く。）に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの、合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。
		バ ル ブ 類		a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、JIS B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの、金属製で「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものであること。 c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。 d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
		吸 水 管		a ポンプごとに専用であること。 b ろ過装置が適正に設けられていること。
		フ ー ト 弁		a フート弁が適正な位置に設けられていること。 b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。 c 主要部の材質は、JIS G5501、G4305 若しくは H5111 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性を有するものであること。
	耐 震 措 置		目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	電 常 用 電 源		目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
電 源	非 常 電 源 の 種 類		非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積1,000m ² 以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。

消 火 栓 等	消 火 栓	設 置 場 所	目視及びスケール等を用いて確認する。	建築物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が 40m 以下となるように設けてあること。
		周囲の状況・操作性		操作は容易で、かつ、障害となるものがない場所に設けてあること。
		開閉弁の設置位置		開閉弁は、地盤面から高さ 1.5m 以下の位置又は地盤面から深さ 0.6m 以内の位置に設けてあること。
		ホースの接続口等		a ホースの接続口は、差込式又はねじ式の呼称 50 又は 65 のものが使用されていること。 b 地盤面下のホースの接続口は、地盤面から深さ0.3m 以内の位置に設けてあること。
		消 火 栓 開 閉 弁		消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		表 示		「消火栓」と表示した標識が設けられていること。
	屋外消火栓箱	設 置 場 所	目視により確認する。	屋外消火栓から 5m 以内の箇所又は屋外消火栓に面する建築物の外壁の見やすい箇所に設けられていること。
		設 置 状 況		a 取り付けが堅固であること。 b 放水用器具等が収納されていること。
		周 囲 の 状 況		扉の開閉及び放水等の操作に支障のない広さが確保されていること。
		材 質 等		a 鋼板等の不燃材料で作られていること。 b 変形、損傷等がないこと。
		表 示		表面には、「ホース格納箱」と表示されていること。
	ホース・ノズル	ホ ー ス (結合金具を含む。)	目視により確認する。	a 自主表示マークが付されていること。 b 呼称は 50 又は 65 とし、所定の長さ、本数が備えられていること。 c ホースに結合金具が装着された部分にあっては、消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		ホ ー ス 接 続 口		ホースの形状に適合したもので、着脱が容易であること。
		ノ ズ ル		a 口径は、19mm 以上のものであること。 b 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		結 合 状 態		a 確実に着脱し、使用が容易な状態であること。 b 変形、損傷、つまりがないこと。
		収 納 状 態		適正に収納されていること。
	減 圧 措 置		目視により確認する。	a ノズルの先端における放水圧力が 0.6MPa を超えないための措置が講じてあること。 b 減圧弁等の減圧装置を使用するものにあつては、当該装置の故障により送水に支障が生じないように設けてあること。

イ 機能試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
加 圧 送 水 装 置 試 験	ポンプを用 いるもの	呼水装置 作動試験	減水警報装 置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽 の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね2分の1に減水するまでの間に確実に作動すること。
			自動給水装 置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
			呼水槽から の水の補給 状況	ポンプの漏斗、排気弁を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
		制御装置 試験	ポンプの起 動・停止操 作時の状況 及び監視機 器の作動状 況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は、適正であること。
			ポンプ運転 時における 電源切替時 の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を 遮断する。また、その後、常用電源を 復旧する。	常用電源の遮断及び復旧後において、起動操作することなくポンプが安定して 継続運転していること。
		起動装置 試験・ポン プ始動 表示試験	ポンプの起 動状況等	制御盤の直接操作又は遠隔操作によ り行う。(直接操作による停止を含む。)	ポンプの始動及び停止が確実であること。
			始動表示の 点灯状況等		始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。
			起動用水圧 開閉装置の 作動圧力	起動用圧力タンクの排水弁を開放し て、起動用水圧開閉器の設定作動圧力 を測定する。(この試験は3回繰り返 す。)	作動圧力は、設定作動圧力値の±0.05MPa 以内であること。
	ポンプ試 験	ポンプ、電 動機その他 の機器等の 運転状況	ポンプ、電 動機を起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグラント部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグラント部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。
			※ポンプ締 切運転時 の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、 締切揚程、電圧及び電流を測定する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程の140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。

		※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程の100%以上110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※水温上昇防止装置試験	ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量 (ℓ /min) L _s : ポンプ締切運転時出力 (kW) C : 3.6MJ (1kW 時当たりの水の発熱量) Δt : 30℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)
		※ポンプ性能試験装置試験	ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を JIS B8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JIS B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
高架水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
	静水圧測定		高架水槽から最下位及び最上位の屋外消火栓の開放弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値の範囲内であること。
圧力水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること又は減水により警報を発すること。
		自動加圧装置作動状況	排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。
	静水圧測定		圧力水槽から最下位及び最上位の屋外消火栓の開放弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値の範囲内であること。
配管耐圧試験			当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の1.5倍以上の水圧を加える。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
放水試験		放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、規定個数の屋外消火栓を同時に使用した場合及び放水圧力が最も高くなると予想される箇所の消火栓 1 個を使用した場合のそれぞれのノズルの先端における放水圧力及び放水量を測定する。	それぞれのノズル先端における放水圧力が 0.25Mpa 以上 0.6MPa 以下で、かつ、放水量が 350ℓ /min 以上であること。 なお、放水量は、次式により算出することができる。 $Q = 0.653D^2 \sqrt{10P}$ Q：放水量（ℓ /min） D：ノズル口径（mm） P：放水圧力（MPa） ただし、噴霧切替ノズルにあっては、棒状で測定し、放水圧力、放水量が適正であること。
非常電源切替試験	自家発電設備	常用電源における放水試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。
	蓄電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。
	燃料電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。

第13 漏電火災警報器

漏電火災警報器の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
変 流 器	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 点検が容易な場所に設けてあること。 b 引込線取付点の負荷側で防火対象物の屋外部分に設けてあること。ただし、引込線の形態又は建築物の構造上これによりがたい場合にあっては、引込口に接近した屋内に設けることができる。 c 未警戒電路がないように建築物の引込線又はB種接地線ごとに設けてあること。
	設 置 状 況	目視により確認する。	振動等により取付状態が変化しないように堅固に取り付けてあること。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 自主表示マークが付されていること。 b 変形、損傷がないこと。 c 屋外に設けるものは、屋外型が設けてあること。ただし、防水上有効な措置が講じてある場合はこの限りでない。 d 定格電流は、警戒電路の定格電流以上の電流値を有すること。 e B種接地線に設ける場合の定格電流は、警戒電路の定格電圧の数値の20％に相当する数値以上の電流であること。 f 変流器を金属製の保護カバー内に設置する場合は、当該保護カバーに接地が施されていること。ただし、乾燥している場所等に設置する場合は、この限りでない。
受 信 機	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 点検が容易な場所に設けてあること。 b 次に掲げる場所以外の安全な場所に設けてあること。ただし、防爆、防腐、防湿、防振及び静電遮へい等の防護措置を講じたものにあってはこの限りでない。 (a) 可燃性蒸気、可燃性ガス又は可燃性微粉が滞留するおそれのある場所 (b) 火薬類を製造し、貯蔵し又は取り扱う場所 (c) 腐食性の蒸気、ガス等が発生するおそれのある場所 (d) 湿度の高い場所 (e) 温度変化の激しい場所 (f) 振動が激しく機械的損傷を受けるおそれのある場所 (g) 大電流回路、高周波発生回路等により影響をうけるおそれのある場所 (h) 可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所には、その作動と連動して電流の遮断を行う装置をこれらの場所以外の安全な場所に設けてあること。
	設 置 状 況	目視により確認する。	振動等により取付状態が変化しないように堅固に取り付けてあること。

	機 器	構造・性能	目視により確認する。	a 自主表示マークが付されていること。 b 変形、損傷等がないこと。 c 定格電圧は、使用電圧に適合するものであること。 d 定格電圧が60Vを超える受信機の金属ケース（金属でない絶縁性のあるケースの外部に金属製の化粧銘板等の部品を取り付け、当該部品と充電部（電圧が60Vを超えるものに限る。）との絶縁距離が、空間距離で4mm未満、沿面距離で6mm未満であるものを含む。）には、接地が施されてあること。ただし、乾燥している場所等に設置する場合はこの限りでない。 e 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 f 屋外に設けるものは、防水上有効な措置が講じられていること。 g 操作電源及び配線が適正であること。
		検出漏洩電流設定値	検出漏洩電流の設定値を確認する。	検出漏洩電流の設定は、次を標準とし、誤報が生じない範囲内で適正に設定してあること。 (a) 警戒電路に設けられるものにあつては、100mA～400mA (b) B種接地線に設けられるものにあつては、400mA～800mA
	予 備 品 等		目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。
音 響 装 置	装 置 場 所 構 造		目視により確認する。	防災センター等に設けてあること。
				適正であること。

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
受 信 機	作 動 試 験	テストボタン等を操作して確認する。	赤色の表示灯の点灯及び音響装置が鳴動すること。
	漏 洩 電 流 検 出 試 験	漏電火災警報器試験器等により変流器検出漏洩電流設定値に近い電流を徐々に流して確認する。	a 検出漏洩電流設定値の40%以上105%以下で受信機が作動すること。 b 動作表示灯は、復帰操作を行うまで継続点灯していること。ただし、自己保持回路がないものにあつては、操作終了と同時に点灯が停止すること。
音 響 装 置 試 験		テストボタン等を操作し、音響装置を鳴動させて確認する。	a 音量及び音色が他の騒音等と区別して聞きとることができること。 b 音圧は、音響装置の中心から前面1m離れた場所で騒音計で測定した値が、70dB以上であること。

第17 誘導灯及び誘導標識

誘導灯及び誘導標識の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
誘 導 灯 一 般	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 多数の者の目に触れやすく容易に見とおし、かつ、識別できる位置に設けてあること。 b 周囲にこれと紛らわしい灯火、広告、掲示板等が設けられていないこと。 c 雨水等がかかる恐れのある場所に設ける物にあっては防水構造のものであること。
	構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	a 「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号。以下「第2号告示」という。）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 破損、変形、汚れ、使用上障害となる錆等がないこと。
避難口誘導灯	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合は、当該附室の出入口）、直通階段の出入口（附室が設けられている場合は、当該附室の出入口）等の避難口の上部、又はその直近の避難上有効な箇所に設けられていること。 b a に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口に設けられていること。 c a に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるものがある場所に設けられていること。 d 避難及び通行の障害にならない場所に設けられていること。 e 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。
	外 形 寸 法		目視により確認する。	a 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分はA級、B級BH形又は点滅機能付のB級のものが設けられていること。 (a) 令別表第一(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物 (b) 令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階、又は(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの b その他の場所に設ける避難口誘導灯は、A級、B級又はC級のものであること。
	表 示 面		目視により確認する。	a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。 b 避難口であることを示す文字及び避難口の方向を示すシンボルは適正で、色彩は白色であること。 c 表面に器具内配線等の影がないこと。
通 路 誘 導 灯	通路又は廊下 に設けるもの	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 廊下又は通路の曲がり角及び避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内に設けられていること。 b 廊下又は通路の各部分を通路誘導灯等の有効範囲内に包含するために必要な箇所に設けられていること。

				c 避難又は通行の障害とならない場所に設けられていること。 d 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。 e 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有するものであること。 f 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第28条の3第4項第3号の2に規定する通路誘導灯にあっては、床面又はその直近の避難上有効な箇所に設けられていること。
		外形寸法	目視により確認する。	a 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分はA級又はB級BH形のものが設けられていること。 (a) 令別表第一(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物 (b) 令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階、又は(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの b その他の場所に設ける通路誘導灯は、A級、B級又はC級のものであること。
		表示面	目視により確認する。	a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。 b 避難口であることを示す文字及び避難口の方向を示すシンボルは適正で、色彩は白色であること。 c 表面に、器具内配線等の影がないこと。
	階段又は傾斜路に設けるもの	設置場所等	目視により確認する。	a 階段等の天井の室内に面する部分又は壁体等に設けられていること。 b 通行の障害とならない位置に設けられていること。 c 階段、傾斜路の踏み面又は表面及び踊り場等の中心線の照度が1ルクス以上になるように設けてあること。
	客席誘導灯	設置場所等	目視により確認する。	a 劇場等の客席部分に設けられていること。 b 客席通路部分の照度が適正であること。
	常用電源		目視により確認する。	a 専用回路となっており、開閉器には誘導灯及び電気エネルギーにより光を発する誘導標識用のものである旨の表示がされていること。 b 配線は、電気工作物に係る法令規定により適正に設けられていること。 c 電源の容量は、適正であること。
	電源 (電気エネルギーにより光を発する誘導標識の電源であって、内蔵型のものを含む。)	種別	目視により確認する。	a 蓄電池設備で、内蔵型又は別置型のものであること（電気エネルギーにより光を発する誘導標識を除く。）。 b 20分間を超える時間における作動については、自家発電設備又は燃料電池設備でもよいこと（電気エネルギーにより光を発する誘導標識を除く。）。
		設置状況 (内蔵型に限る。)		a 配線は、電気工作物に係る法令規定により適正に設けられていること。 b 蓄電池本体に、変形、損傷等がないこと。 c 電源の容量は、誘導灯の種別、設置場所等に応じた適切なものであること（電気エネルギーにより光を発する誘導標識を除く。）。

誘 導 標 識	避難口に設けるもの	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 多数の者の目に触れやすかつ、採光が十分にとれる場所であること。 b 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。 c 周囲に、これと紛らわしいもの又はこれらを遮る広告物、掲示物等が設けられていないこと。
		外 形 寸 法		表示面は所定の大きさであること。
		表 示 面		a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。 b 緑色の地で、シンボル又は文字が記載されていること。 c 文字の色彩は、白色であること。
		※表示面の平均輝度		規則第28条の2第1項第3号ハに規定する蓄光式誘導標識にあつては、高輝度蓄光式誘導標識であること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		※設置場所の照度		規則第28条の2第1項第3号ハに規定する蓄光式誘導標識にあつては、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されていること。
	通路等に設けるもの	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下であること。 b 曲がり角に設けられていること。 c 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。 d 周囲に、これと紛らわしいもの又はこれらを遮る広告物、掲示物等が設けられていないこと。 e 規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識にあつては、床面又はその直近の避難上有効な箇所へ設けられていること。
		外 形 寸 法		表示面は所定の大きさであること。
		表 示 面		a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。 b 白色の地で、シンボル又は文字が記載されていること。 c 文字の色彩は、緑色であること。
		※表示面の平均輝度		a 規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識にあつては、高輝度蓄光式誘導標識であること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 第2号告示第5第3号(5)に規定する高輝度蓄光式誘導標識にあつては、150ミリカンデラ毎平方メートル以上であること。
		※設置場所の照度		a 規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識にあつては、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されていること。 b 第2号告示第5第3号(5)に規定する高輝度蓄光式誘導標識にあつては、100ルクス以上であること。

備考 ※印は規則第28条の2第1項第3号ハ並びに第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、第2号告示第5第3号(5)に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。

イ 機能試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
電 源 の 自 動 切 替			器具のスイッチにより常用電源を遮断する。	非常点灯に切り替わること。
切替動作試験	誘導灯 (消灯方式)	消 灯 機 能	誘導灯用信号装置によって、次の動作を行う。 ① 手動スイッチによって、消灯信号を送る。 ② 照明器具及び施錠連動点滅器や光電管点滅器との連動により消灯を行う。 ③ 消灯の状態、一括スイッチを投入する。 ④ 自動火災報知設備の火災表示試験を行う。 注：この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。	a 消灯すること。 b 連動が確実に消灯すること。 c 一斉点灯すること。 d 信号装置が連動し、消灯から正常点灯に切り替わること。
	誘導灯 (点滅形)	点 滅 機 能 外付け形点滅装置を用いる点滅形誘導灯 組合せ形点滅装置を用いる点滅形誘導灯	① 信号装置の点検スイッチによる点滅信号によって、点滅動作をさせる。 ② 自動火災報知設備の火災表示試験で、信号装置を連動させ点滅動作をさせる。 ③ 点検スイッチがある場合は、個別に点検スイッチにより点滅動作の切り替えを行う。ただし、個々の器具に点滅点検スイッチを設けない場合は、①によってのみ試験を行う。 注：この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。	a 確実に点滅動作を開始すること。 b 確実に切り替わること。
	誘導灯 (内照点滅形)	点 滅 機 能	① 点検スイッチにより非常点灯に切り替え、その状態のまま、点滅点検スイッチによって、点滅点灯をさせる。 ② 常用点灯のまま、点滅点検スイッチによって常用電源点滅点灯をさせる。 ③ 自動火災報知設備の火災表示試験で、信号装置を連動させ、点滅点灯をさせる。	a 確実に点滅動作を開始すること。 b 確実に切り替わること。

			注：この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。	
	誘導灯 (誘導音装置 付点滅形)	誘導音機能	① 信号装置の点検スイッチによる音・点滅信号によって、誘導音と点滅動作をさせる。 ② 自動火災報知設備の火災表示試験を行う。 ③ 器具に点検スイッチがある場合は、個別に点検スイッチにより誘導音の動作の切り替えを行う。ただし、個々の器具に点滅点検スイッチを設けない場合は、①によってのみ試験を行う。 注：この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。	a 確実に誘導音及び点滅の動作を開始すること。 b 信号装置が連動し、誘導音の動作を開始すること。 c 確実に切り替わること。
連動停止試験	誘導灯 (誘導音装置 付点滅形)	自動火災報知設備との連動停止	作動試験によって誘導音が動作した後、階段室に設けた停止専用煙感知器又は階段室の警戒区域からの火災表示を行い、誘導音及び点滅を停止させる。	誘導音及び点滅が停止すること。
		放送設備との連動停止	非常放送設備との連動停止機能を有する設備にあつては、誘導音を動作させた状態において、非常用放送設備のマイクスイッチを押し、誘導音のみを連動停止させる。	誘導音が停止すること。

第 20 連結散水設備

連結散水設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
送 水 口	設 置 場 所 等	設 置 場 所 等	目視及びスケール等を用いて確認する。	a 消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に設けてあること。 b 専用であること。
		設 置 高 さ		a 地盤面からの高さが 0.5m 以上 1m 以下の箇所又は地盤面からの深さが 0.3m 以内の箇所に設けてあること。 b 送水に支障のない位置に設けてあること。
		表 示		直近の見やすい箇所に連結散水設備の送水口である旨の表示がしてあること。
	機 器	送 水 口 等	目視により確認する。	a 口径は、呼称 65 でねじ式のめねじ又は差込式の受け口が設けられていること。 b 双口形であること。ただし、送水区域が 1 で、かつ、一の放水区域に設ける散水ヘッドの数が 4 以下の場合は単口とすることができる。 c 変形、損傷、つまり等がなく、防護器具等で有効に保護されていること。 d 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		逆 止 弁 等		a 送水口には、操作しやすい箇所に逆止弁及び止水弁が設けられていること。 b 乾式にあっては、逆止弁のみとし、配管の最下端部に排水弁が設けられていること。
送 水 区 域		送 水 区 域 の 設 定	目視により確認する。	適正であること。
		送水区域が隣接する場合		隣接するいずれの送水区域に対しても送水できる措置が講じてあること。
一 斉 開 放 弁 ・ 選 択 弁	設 置 場 所 等	一 斉 開 放 弁	目視により確認する。	a 火災により被害を受けるおそれのない場所又は耐熱効果のある方法により保護してあること。 b 点検に容易な位置に設けてあること。
		選 択 弁		a 火災により被害を受けるおそれのない場所又は耐熱効果のある方法により保護してあること。 b 点検に容易な位置に設けてあること。 c 選択弁にあっては、送水口付近で、かつ、容易に操作できる位置に設けてあること。 d 送水区域が 2 以上ある場合の選択弁は、同一場所にまとめて設けてあること。
	機 器	一 斉 開 放 弁	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 加圧及び選択弁等により作動するものであること。
		選 択 弁		a 有効な防護措置が講じてあること。 b 開閉方向及び選択弁である旨の表示があること。
	送 水 区 域 ・ 設 置 状 況			目視により確認する。

散水ヘッド	設置方法	配管への取付		目視により確認する。	変形、損傷等がなく、ヘッドの取付面に対して直角に取り付けてあること。
		配置等			適正であること。
	機器	開放型ヘッド		目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		閉鎖型ヘッド			検定品であること。
配管・バルブ類	設置状況		目視により確認する。	変形、損傷等がなく適正に設置されていること。	
	機器	配管		目視により確認する。	専用であること。
		口径			一の送水区域の散水ヘッドの個数に応じたものであること。
		材質			a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 及び G3459 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管であること。
					b 管は、亜鉛メッキその他の耐食措置を講じたものであること。
					c 管継手及びバルブ類は JIS G5101若しくは G 5705（黒心可鍛鋳鉄品に限る。）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
					d 管の接続は、ねじ接続又は差込み溶接式の管継手若しくは耐熱措置を講じたフランジ継手を使用するものであること。
		支持金具			堅ろうで、かつ、耐熱性を有すること。
		制御弁			開放型ヘッド及び一斉開放弁を用いている配管には、当該ヘッドと一斉開放弁の間に開閉方向を表示した制御弁が設けてあること。
		逆止弁			流れ方向を表示した逆止弁が設けてあること。
	排水弁	閉鎖型ヘッドを用いるもの		端末にそれぞれの散水区域ごとに一斉開放弁及び選択弁を試験できる排水弁が設けてあること。	
		開放型ヘッドを用いるもの		一斉開放弁と制御弁の間にそれぞれの放水区域ごとに一斉開放弁及び選択弁を試験できる排水弁が設けてあること。	
		主配管		最下部に排水弁が設けてあること。	
表示等		目視により確認する。	a 送水口の直近には、送水である旨の表示をした標識が設けてあること。 b 送水区域、選択弁及び送水口を明示した系統図が設けられていること。		

イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
配管耐圧試験		送水口から、水圧試験器等により 1.75MPa の圧力で加圧する。ただし、開放型ヘッドの場合には、ヘッド取付け前に行う。	圧力の降下、漏水、各部の変形等の異常がないこと。

送水機能試験	① 動力消防ポンプを用いて送水し、選択弁及び一斉開放弁の作動を確認する。 ② 開放型ヘッドを設けるもので、放水に支障のあるものにあつては、ヘッドと一斉開放弁の間の制御弁を閉鎖し排水弁を開放して行う。	a 各部から漏水がないこと。 b 選択弁を操作した場合、送水区域に対応した一斉開放弁が開放すること。 c 選択弁、制御弁、排水弁等のバルブの操作が容易に行えること。 d 排水弁を操作した場合、有効に排水が行えること。
--------	---	--

第 21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）

連結送水管の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
送 水 口	設 置 場 所 等	設 置 場 所 等	目視及びスケール等を用いて確認する。	a 消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に設けてあること。 b 専用であること。
		設 置 高 さ		地盤面からの高さが 0.5m 以上 1m 以下で、かつ、送水に支障のない位置に設けてあること。
		表 示		直近の見やすい箇所に連結送水管の送水口である旨を表示した標識が設けてあること。
	機 器	送 水 口 等	目視により確認する。	a 口径は、呼称 65 でねじ式のめねじ又は差込み式の受け口が設けられていること。 b 立管の数以上の数が設けられており、かつ、双口型であること。 c 変形、損傷、つまり等がなく、防護器具等で有効に保護されていること。
		逆 止 弁 等		a 送水口は、逆止機構とし、当該送水口の操作しやすい箇所に逆止弁及び止水弁が設けてあること。 b 乾式にあっては逆止弁のみとし、配管の最下端部に排水弁が設けてあること。
放 水 口 等	放 水 口	設 置 場 所	目視及びスケール等を用いて確認する。	a 階段室、非常用エレベータの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けてあること。 b 防火対象物又はその階の各部分から一の放水口までの水平距離は、50m（アーケード又は道路の用に供される部分にあっては 25m、共同住宅用連結送水管にあっては 3 階及び当該階から上方に数えた階数 3 以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の放水口に至る歩行距離が 50m）以下であること。 放水口は、3 階及び当該階から上方に数えた階数 3 以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の放水口に至る歩行距離が 50m 以下となるように、設けること。
		周囲の状況・操作性		使用上の障害となるものがなく、開閉が容易であること。
		設 置 高 さ		床面からの高さが 0.5m 以上 1.0m 以下の位置に設けてあること。
		構 造		a 結合金具の口金は、呼称 65（消防長又は消防署長が指定する場合は指定呼称とする。）でねじ式のおねじ、又は差込み式の差し口のものが設けてあること。 b 地階を除く階数が 11 以上の防火対象物で 11 階以上に設ける放水口は双口型であること。 c 変形、損傷、つまり等がないこと。 d 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		表 示		見やすい箇所に放水口である旨の標識が設けられていること。

	格納箱		設置場所	目視により確認する。	放水口又は放水用器具を収納するように設けてあること。また、放水用器具は、一の放水口から歩行距離 5m 以内で有効に消火活動ができる位置に設けてあること。
			設置状況		a 取り付けが堅固であること。 b 放水用器具、ホース接続口、開放弁等が収納されていること。
			周囲の状況		扉は、使用に際し容易に、180 度開くことができる広さが確保されていること。
			材質等		a 銅板等の不燃材料で作られていること。 b 変形、損傷等がないこと。
			表示		見やすい箇所に消防隊専用である旨の表示がなされていること。
	ホース・ノズル		ホース (結合金具を含む。)	目視により確認する。	a 自主表示マークが付されていること。 b 呼称 65 (消防長又は消防署長が指定する場合は、指定呼称とする。) のものが所要の長さ、本数が備えられていること。 c ホースに結合金具が装着された部分にあつては、消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
			ノズル		a 所要の本数が備えられていること。 b 変形、損傷、つまり等がないこと。 c 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
			結合状態		a 確実に着脱することができること。 b 使用が容易な状態で、変形、損傷、つまり等がないこと。
	加圧送水装置		設置場所	目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。
			ポンプを用いるもの	目視により確認する。	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。
					電気設備に関する技術基準等の規定による設置工事が行われていること。
					適正であること。
			ポンプ・電動機 水温上昇防止のための逃し装置 (ポンプ本体に逃し機構を有するものを除く。)	目視により確認する。	a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。
			配管・バルブ類		a 配管は、ポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで 15A 以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。
			オリフィス等		最小流過口径は、3mm 以上であること。
			ブースターポンプに設ける逃し配管・逃し装置		a 逃し配管の配管の高さは、一次ポンプの定格全揚程以上であること。 b 逃し装置の設定圧力は、ブースターポンプの押込圧力を超える圧力以上、ブースターポンプの押込圧力とブースターの定格全揚程との和以下であること。

性能試験装置の配管・バルブ類			目視により確認する。	a ポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。
呼 水 装 置	材 質		目視により確認する。	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けてあること。
	水 量			100ℓ 以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が 150A 以下の場合は、50ℓ 以上の水量が確保されていること。
	溢 水 用 排 水 管			管の呼びで 50A 以上であること。
	呼 水 管			管の呼びで 40A 以上であること。
	補 給 水 管			a 管の呼び 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。
	減 水 警 報 装 置			発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
制 御 装 置	設 置 場 所		目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和 56 年消防庁告示第 10 号）第 3 に定める防火性能に関する構造のものをを用いる場合にあっては、この限りでない。
	制 御 盤			a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合は、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。
	予 備 品 等			所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
	接 地 工 事			電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
圧力計・ 連成計	設 置 位 置		目視により確認する。	吐出側に圧力計、吸入側に連成計が適正に取り付けられていること。
	性 能			JIS B7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。
起 動 装 置	直 接 操 作 部	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。 b 総合操作盤が設けてある場合には、当該総合操作盤にも起動装置が設けてあること。 c 操作上支障となる障害物がないこと。
		表 示		連結送水管の起動装置である旨の表示が適正になされていること。
	遠 隔 操 作 部	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 遠隔操作できる起動装置が送水口の直近又は防災センター等に設けてあること。 b 操作上支障となる障害物がないこと。

				構	造		a 押ボタンによるものであり、有機ガラスによる透明な保護板が設けられていること。 b 雨水等の浸入するおそれのある場所に設けるものにあつては、有効な防護措置が講じられていること。
				表	示		保護板又はその直近には、押ボタンの操作方法が明記されていること。
	耐	震	措	置		目視により確認する。	地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。
配 管 ・ パ ル ブ 類	設	置	状	況		目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。
	機	器	配	管	目視により確認する。		a 専用であること。ただし、屋内消火栓設備の配管（金属製のものに限る。）と兼用することができる。 b 主管は、管の呼びで 100A 以上であること。また、配管の管径は、水力計算により算出された配管の呼び径であること。
			材	質			a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 及び G3459 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。ただし、設計送水圧力が 1MPa を超える場合は、JIS G3448 若しくは JIS G3454 でSch40 以上のものの若しくは JIS G3459 で Sch10 以上のもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2302、B2308 のうち材料に G3214（SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。）又は G5121（SCS13 又は SCS14 に限る。）を用いるもの、B2309、B2311、B2312 若しくは B2313（G3468 を材料とするものを除く。）に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。ただし、設計送水圧力が 1MPa を超える場合は、JIS B2239 若しくは JIS B2220 にあつては 1.6MPa 以上のもの、JIS B2312 若しくは B2313（G3468 を材料とするものを除く。）にあつてはSch40 以上（材料に G3459 を用いるものは Sch10 以上）のもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。

		バルブ類	目視により確認する。	a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 c 吐出側主管に内ネジ式のパルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。 d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が、容易に消えない方法により表示してあること。 e 加圧送水装置の吐出側配管には、逆止弁及び止水弁を、吸込側配管には、止水弁が設けられていること。
		吸水管		ポンプごとに専用であること。
	耐震措置			地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
電源	常用電源		目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非常電源の種別		目視により確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積 1,000m ² 以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
高架・中間水槽	構造		目視により確認する。	適正であること。
	水量			規定量以上確保されていること。
	吸水障害防止装置			防止するための措置が講じられていること。
	給水装置			適正であること。
	耐震措置		目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

イ 機能試験

試験項目			試験方法	合否の判定基準
加圧送水装置試験	呼水装置作動試験	減水警報装置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね 2 分の 1 に減水するまでの間に確実に作動すること。
		自動給水装置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
		呼水槽からの水の補給状況	ポンプの漏斗、排気弁等を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
	制御装置試験	ポンプの起動・停止操作時の状況及び監視機器の作動状況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は、適正であること。

	ポンプ運転時における電源切替時の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を遮断させる。また、その後常用電源を復旧する。	常用電源の遮断後及び復旧後において、起動操作することなくポンプが継続運転していること。
起 動 装 置 試 験 ・ 始 動 表 示 試 験	ポンプの起動状況等	制御盤の直接操作又は遠隔操作により行う。（直接操作による停止を含む。）	ポンプの始動及び停止が確実であること。
	始動表示の点灯状況		始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。
ポ ン プ 試 験	ポンプ電動機その他の機器等の運転状況	ポンプを起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグラウンド部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がないこと。
	※ポンプ締切運転の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、締切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程―吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程の 140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
	※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程―吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程の 100%以上 110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
	※ 水 温 上 昇 防 止 装 置 試 験	ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量 (ℓ /min) L _s : ポンプ締切運転時出力 (kW) C : 3.6MJ (1kW 時当たりの水の発熱量) Δt : 30 ℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)
	※ ポ ン プ 性 能 試 験 装 置 試 験	ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を JIS B8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JIS B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。

配管耐圧試験	加圧送水装置を用いない配管部分	① 送水口又は送水口に近い放水口から水圧試験器により加圧する。 ② 設計送水圧力の 1.5 倍以上の圧力で加圧する。 ③ 任意の 2 個の放水口に圧力計と盲蓋を取り付け、開放状態として圧力を測定する。 注：加圧送水装置を設けるものにあつては、加圧送水装置の一次側の止水弁を閉鎖して圧力を測定すること。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。
	加圧送水装置を用いる配管部分	① 加圧送水装置の吐出側直近の、最も低位な位置の放水口等から、水圧試験器等により加圧する。 ② 加圧送水装置の締切圧力に押込圧力を加えたものに、1.5 を乗じた圧力以上で加圧する。 ③ 加圧送水装置の二次側の止水弁を閉鎖し、任意の 2 個の放水口に圧力計と盲蓋を取り付け、開放状態として圧力を測定する。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
放水試験		放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、ノズルの先端における放水圧力及び放水量を測定する。	それぞれのノズル先端における放水圧力が 0.6MPa（消防長又は消防署長が指定する場合は、指定圧力とする。）以上であること。なお、放水量は、次式により算出することができる。 $Q = 0.653D^2 \sqrt{10P}$ Q：放水量（ℓ/min） D：ノズル口径（mm） P：放水圧力（MPa） ただし、噴霧切替ノズルにあつては、棒状にして測定し、放水圧力及び放水量が適正であること。
	非常電源切替試験	自家発電設備	常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。 a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。

	蓄 電 池 設 備	a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。
	燃 料 電 池 設 備	a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。

第24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）

非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
設 置 場 所 等	設 置 場 所		目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けること。 b 次のいずれかにより設置されていること。 ① 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場所にあつては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）に設けてあること。 ② 告示基準に適合するキュービクル式非常電源専用受電設備（以下「キュービクル式」という。）は、不燃材料で区画された変電設備室、発電設備室、機械室、ポンプ室その他これらに類する室（以下「機械室等」という。）又は屋外若しくは建築物の屋上に設けてあること。 ③ 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあつては、隣接する建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられていること。
	不燃専用室・機械室等	換 気 設 備	目視により確認する。	屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。
		有効な防火区画		配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋戻してあること。
		防 水 措 置		水が浸入し又は浸透するおそれのない構造であること。
		出火防止・延焼拡大防止		a 非常電源の周囲には火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。 b 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。
		照明設備の有無		点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。
		標 識		非常電源専用受電設備である旨の標識が設けられていること。
構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	a キュービクル式にあつては、消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b キュービクル式以外にあつては、消防庁長官が定める基準によるほか関係法令・基準・通達等にも適合するものであること。	

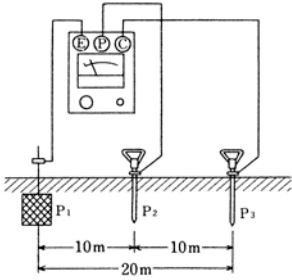
保 有 距 離		目視により確認する。	非常電源専用受電設備は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。 (単位：m) <table><tr><td colspan="2">保有距離を確保しなければならない部分</td><td>操（前 作 面 面）</td><td>点 検 面</td><td>換 気 面</td><td>そ の 他 の 面</td></tr><tr><td colspan="2">機 器 名</td><td rowspan="3">1.0</td><td rowspan="2">0.6</td><td>0.2</td><td>0</td></tr><tr><td>キュービクル式以外のもの</td><td>閉 鎖 型 の も の</td><td>0.6</td><td rowspan="2">0.2</td></tr><tr><td></td><td>オ ー プ ン 式 の も の</td><td>0.8</td><td>／</td></tr></table> 備考 欄中の／は、保有距離の規定が適用されないものを示す。	保有距離を確保しなければならない部分		操（前 作 面 面）	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	機 器 名		1.0	0.6	0.2	0	キュービクル式以外のもの	閉 鎖 型 の も の	0.6	0.2		オ ー プ ン 式 の も の	0.8	／
保有距離を確保しなければならない部分		操（前 作 面 面）	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面																		
機 器 名		1.0	0.6	0.2	0																		
キュービクル式以外のもの	閉 鎖 型 の も の			0.6	0.2																		
	オ ー プ ン 式 の も の		0.8	／																			
設 置 方 法	分 岐 方 法 結 線 ・ 接 続 表 示 耐 震 措 置 ※絶 縁 距 離	目視により確認する。	供給方式及び供給電圧に応じ別図に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないよう施工されていること。 配線・付属機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示がしてあること。 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。 高圧回路各部の絶縁距離は、次表に示す値以上であること。 ① キュービクル式のもの (単位：mm) <table><tr><td colspan="2">絶縁距離を確保すべき部分</td><td>最小絶縁距離</td></tr><tr><td rowspan="2">高圧充電部(1)</td><td>相 互 間</td><td>90</td></tr><tr><td>大地間（低圧回路を含む。）</td><td>70</td></tr><tr><td rowspan="2">高圧用絶縁電線非接続部(2)</td><td>相 互 間</td><td>20</td></tr><tr><td>大地間（低圧回路を含む。）</td><td>20</td></tr><tr><td colspan="2">高圧充電部と高圧用絶縁電線非接続部相互間 (2)</td><td>45</td></tr><tr><td colspan="2">電線端末充電部から絶縁支持物までの沿面距離</td><td>130</td></tr></table> 注(1) 単極の断路器などの操作にフック棒を用いる場合は、操作に支障のないように、その充電部相互間及び外箱側面との間を120mm以上とすること。 ただし、絶縁バリヤのある断路器においては、この限りではない。	絶縁距離を確保すべき部分		最小絶縁距離	高圧充電部(1)	相 互 間	90	大地間（低圧回路を含む。）	70	高圧用絶縁電線非接続部(2)	相 互 間	20	大地間（低圧回路を含む。）	20	高圧充電部と高圧用絶縁電線非接続部相互間 (2)		45	電線端末充電部から絶縁支持物までの沿面距離		130	
絶縁距離を確保すべき部分		最小絶縁距離																					
高圧充電部(1)	相 互 間	90																					
	大地間（低圧回路を含む。）	70																					
高圧用絶縁電線非接続部(2)	相 互 間	20																					
	大地間（低圧回路を含む。）	20																					
高圧充電部と高圧用絶縁電線非接続部相互間 (2)		45																					
電線端末充電部から絶縁支持物までの沿面距離		130																					

		(2) 最小絶縁距離は、絶縁電線外被の外側からの距離をいう。 備考 高圧用絶縁電線の端末部の外被端から50mm以内は、絶縁テープ処理を行っても、その表面を高圧充電部とみなす。 ② キュービクル式以外のもの 高圧屋内配線と他の配線又は金属体との接近、交さ (単位：mm) <table><tr><th rowspan="2">接近対象物 高圧屋内配線</th><th colspan="2">低 圧 配 線</th><th colspan="2">高 圧 配 線</th><th rowspan="2">管灯回路の電線、弱電流電線、光ファイバーケーブル、水管、ガス管又はこれらに類するもの</th></tr><tr><th>がいし引き配線</th><th>がいし引き以外の配線</th><th>がいし引き配線</th><th>ケーブル配線</th></tr><tr><td>がいし引き配線</td><td>①150</td><td>150</td><td>150</td><td>150</td><td>150</td></tr><tr><td>ケーブル配線</td><td>②150</td><td>②150</td><td>②150</td><td>—</td><td>②150</td></tr></table> 注1 ①は、低圧屋内電線が、裸電線である場合は、300mm以上とすること。 2 ②は、高圧屋内配線を耐火性のある堅ろうな管に収め、又は相互の間に堅ろうな耐火性の隔壁を設け、かつ接触しないように設けるときは、この限りではない。 3 他の部分にあっては、電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。	接近対象物 高圧屋内配線	低 圧 配 線		高 圧 配 線		管灯回路の電線、弱電流電線、光ファイバーケーブル、水管、ガス管又はこれらに類するもの	がいし引き配線	がいし引き以外の配線	がいし引き配線	ケーブル配線	がいし引き配線	①150	150	150	150	150	ケーブル配線	②150	②150	②150	—	②150
接近対象物 高圧屋内配線	低 圧 配 線			高 圧 配 線		管灯回路の電線、弱電流電線、光ファイバーケーブル、水管、ガス管又はこれらに類するもの																		
	がいし引き配線	がいし引き以外の配線	がいし引き配線	ケーブル配線																				
がいし引き配線	①150	150	150	150	150																			
ケーブル配線	②150	②150	②150	—	②150																			
構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。																						

備考 ※の試験は、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年消防庁告示第7号）（改正平成10年消防庁告示第8号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法		合 否 の 判 定 基 準				
接 地 抵 抗 試 験		接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。 測定方法は、次の例による。 (ア) 電源を確実に遮断し、更に検電器等で完全に電源が遮断され安全であることを確認してから接地極の抵抗値を測定すること。 (イ) 接地抵抗測定方法は、次によること。 ① 接地線を機械器具の鉄台又は金属製の外箱から取りはずし、接地抵抗測定器に接続する。 ② 測定方法 ③ 図に示すように補助接地極P₃を測定しようとする接地極P₁を約20m離れた所に打ち込み、補助接地極P₂をP₁とP₃との中間の所に打ち込む。つぎに接地抵抗計のE端子に被測定接地極P₁を、P端子に補助接地端子P₂を、C端子に補助接地極P₃をそれぞれ測定用コードを用いて接続する。 ④ 切替スイッチをBATTERYの位置にして電源スイッチを押し、電源電池の良否を確認する。 ⑤ 切替スイッチをCHECKの位置にして電源スイッチを押し、動作状態の良否を確認する。 ⑥ 切替スイッチの位置を測定抵抗値に応じて読み取りやすい倍率レンジに合わせる。 ⑦ 電源スイッチを押し、メータ指示の示す数値に倍率を掛ければ被測定接地極の接地抵抗が求められる。		測定値は、次表の数値であること。				
				区		分		接地抵抗値
				電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の種類		
				特別高圧計器用変成器の二次側電路	A種	引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線		10Ω以下
				高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱				
				高圧又は特別高圧の電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点（中性点がない場合は低圧側の一端子）	B種	引張り強さ2.46kN以上の金属線又は直径4mm以上の軟銅線（高圧電路又は電気設備の技術基準の解釈第108条に規定する特別高圧架空電線の電路と低圧電路とを変圧器により結合する場合は、引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線）		計 算 値 （注1）
				高圧計器用変成器の二次側一端子	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線		100Ω以下 （注2）
				低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱				
					C種			10Ω以下 （注2）
(注1) 変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の1線地絡電流のアンペア数で150（変圧器の高圧側の電路又は使用電圧が35,000V以下の特別高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が150Vを超えた場合に、1秒を超え2秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が35,000								

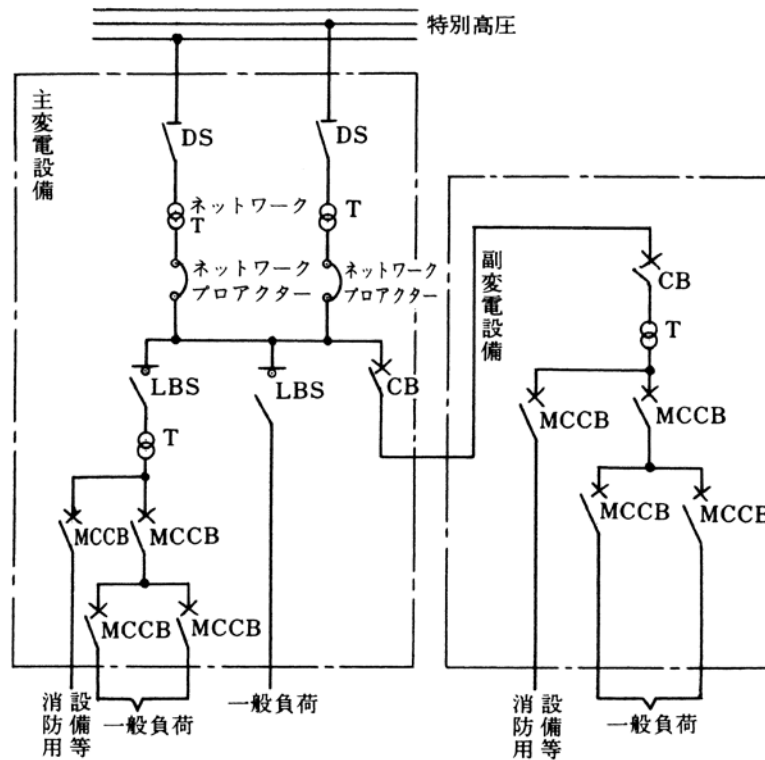
	① 電源に電池を用いないで発電機が内蔵されている手回し式の機種にあっては、測定に当り、発電機は必ず定格回転数で回さなければならない。  図 接地抵抗計の測定結線	V以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは300、1秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が35,000V以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは600)を除いた値に等しいオーム数 (注2) 低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500Ω
※絶縁耐力試験	特別高圧電路及び当該電路に接続された機器にあっては、最大使用電圧の1.25倍の電圧、高圧電路及び当該電路に接続された機器にあっては、最大使用電圧の1.5倍の電圧を印加し試験する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	連続して10分間これに耐えること。
※作動試験	過電流、地絡等の保護継電器を模擬試験装置により保護装置の機能を確認する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	a 保護継電器は、正常に作動し、遮断器、開放、表示、警報等の作動が正常に行われていること。 b 計器用、点検スイッチ類等は、機能不良及び破損がないこと。 c 定格電圧が確立していること。

備考 ※の試験は、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」(昭和50年消防庁告示第7号)(改正平成10年消防庁告示第8号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

別図 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の分岐の方法

(1) ネットワーク方式配電又はループ方式配電（予備線方式で自動的に切替わるものを含む。）により受電するもの

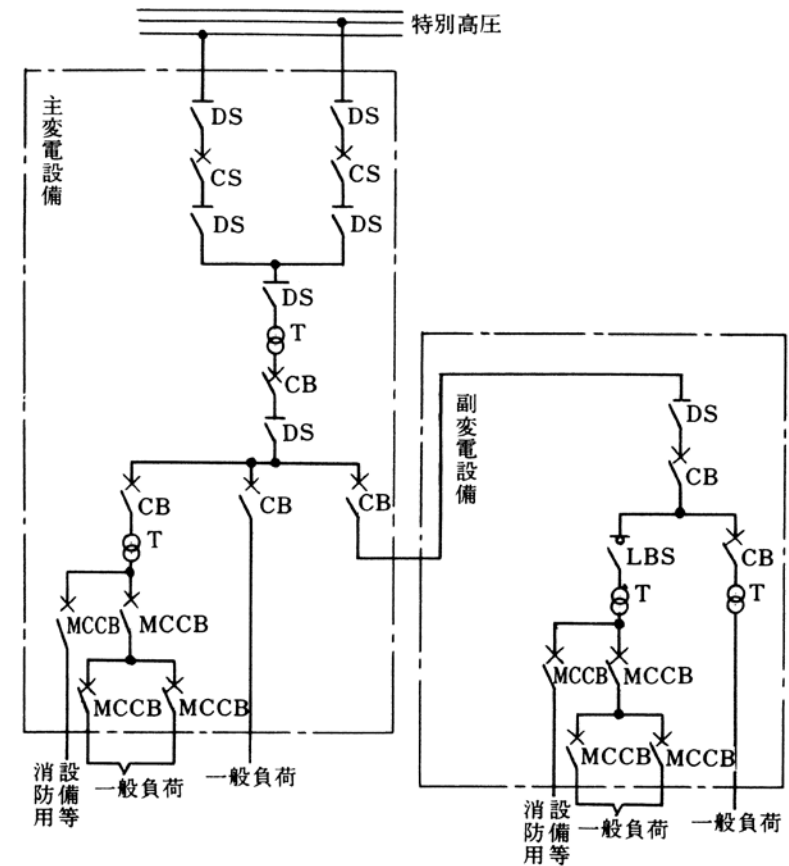
ア ネットワーク方式の例



(注1) LBS又はCBは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、MCCBより先に遮断しないものであること。

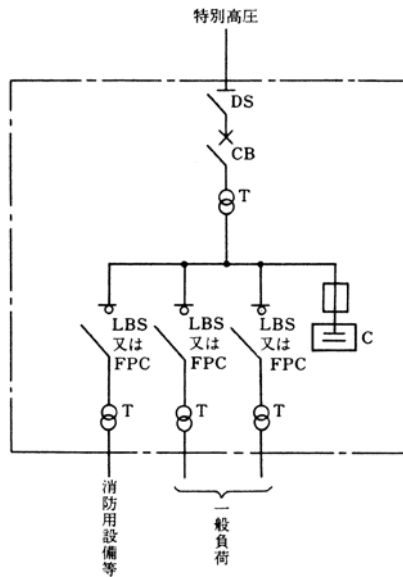
(注2) 略号の名称は、附表のとおりとする。(以下同じ。)

イ ループ方式の例



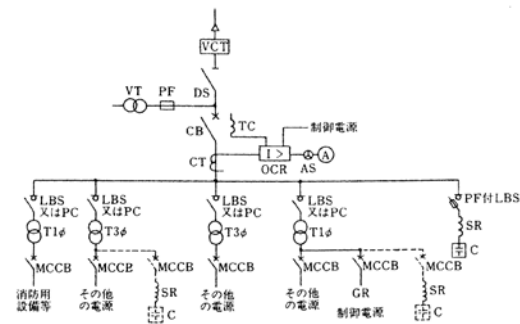
(注) LBS又はCBは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、MCCBより先に遮断しないものであること。

- (2) 特別高圧又は高圧により受電するもの
ア 特別高圧の例



(注) C Bは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、L B S又はF P Cより先に遮断しないものであること。

- イ 高圧の例
(ア) 非常電源専用の変圧器から供給する例

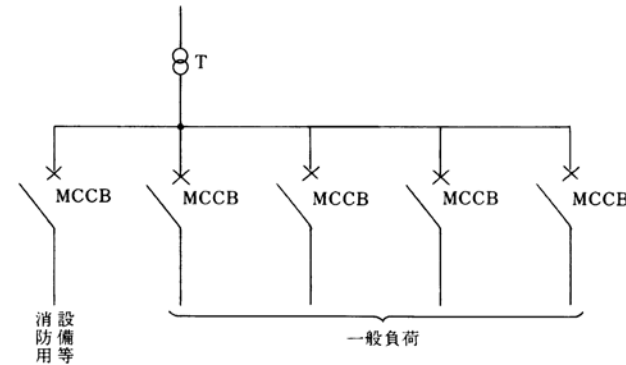


(注1) Tの一次側の開閉器は、省略することができること。

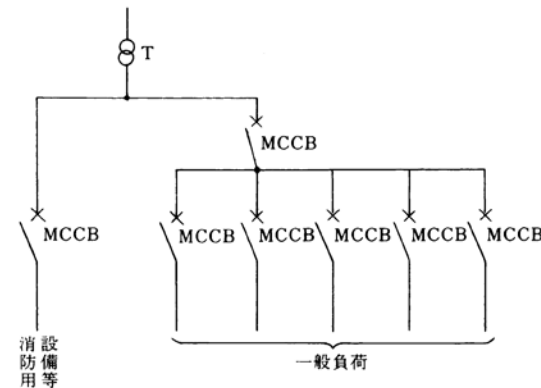
(注2) V Tを設置する場合にあっては、V Tに取り付けるヒューズは限流ヒューズを使用すること。

- (注3) キュービクル引込口の電源側に存するG R及びTの一次側に存するG Rの制御電源を、V T又はTの二次側から供給する場合にあっては、専用の開閉器（保護装置付）を設けること。

- (イ) 変圧器の二次側から供給する例
その1



- その2



(注) 一般負荷の過負荷及び短絡時においては、一般負荷のM C C Bで遮断すること。

附表

略号の名称

記 号	名 称
V C T	電力需給用計器用変成器
D S	断路器
P F	限流ヒューズ
C B	遮断器
T C	引外しコイル
L B S	高压交流負荷開閉器
P C	高压カットアウトスイッチ（変圧器容量300kVA以下の場合に限る。）
Z C T	零相変流器
G R	地絡継電器
O C R	過電流継電器
C T	変流器
V T	計器用変圧器
A	電流計
A S	電流計切替スイッチ
T	変圧器
S R	直列リアクトル
C	進相コンデンサ
M C C B	配線用遮断器
〔 ． 〕	キュービクル、不燃専用室、分電盤等の不燃専用区画

第 33 共同住宅用自動火災報知設備

共同住宅用自動火災報知設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
警 戒 区 域	警 戒 区 域 の 設 定		目視により確認する。	a 一の警戒区域の面積は、1,500 m ² 以下であること。 b 警戒区域の一辺の長さは、50m以下であること。ただし、住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等に共同住宅用自動火災報知設備を設置する場合に限り、一の警戒区域の一辺の長さを100m以下とすることができる。 c 警戒区域は、2以上の階（メゾネット型の住戸等の階数は1の階とみなすことができる。）にわたらないこと。ただし、次の場合はこの限りではない。 （a）一の警戒区域の面積が住戸、共用室又は管理人室にあっては、150 m ² 以下、その他の部分にあっては500 m ² 以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合 （b）階段、傾斜路、エレベーターの昇降路等に煙感知器を設ける場合 d cにかかわらず、階段室型特定共同住宅等にあっては、一の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、6以上の階にわたらない部分を一の警戒区域としていること。 e cにかかわらず、廊下型特定共同住宅等の階段室等にあっては、当該階段室等ごとに一の警戒区域としていること。
住 棟 受 信 機 共 同 住 宅 用 受 信 機	設 置 場 所 等	設 置 場 所	目視により確認する。	a 住棟受信機にあっては、防災センター等に設けてあること。ただし、防災センター等がない場合にあっては、管理人室に設けること。また、管理人室に常時人がいない場合は、火災が発生した旨の表示を容易に確認できる場所に設けること。 b 一の特定共同住宅等に二以上の住棟受信機が設けられているときは、これらの住棟受信機相互間で同時に通話できる設備が設けてあること。 c 共同住宅用受信機にあっては、住戸、共用室又は管理人室で床面積が150 m ² を超えるものに設けられていないこと。ただし、補助音響装置により有効に火災の発生を報知できる場合はこの限りではない。 d 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれがない場所に設けてあること。 e 機器が損傷を受けるおそれがない場所に設けてあること。
		周囲の状況・操作性		a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。 b 直射日光、外光、照明等により表示灯の点灯に影響を受けないような位置に設けてあること。
		設 置 状 況		地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。
	構 造 ・ 性 能			目視により確認する。

	操 作 部	目視及びスケール等により確認する。	a 電源監視装置は、正常であること。 b 操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の高さで容易に操作できるように設けてあり、損傷、ゆるみ等がなく、停止点が明確であること。 c 各種表示灯は、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は前面3m離れた位置で明確に識別できること。 d 表示装置には、警戒区域の名称が容易に消えずに、かつ、適正に表示してあること。
	予 備 品 等		a 所定の予備品、回路図等を備えてあること。 b 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有する住棟受信機に限る。）を備えてあること。
中 継 器	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれがない場所に設けてあること。 b 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。 c 機器が損傷を受けるおそれがない場所に設けてあること。 d 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 e 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防爆構造のものであること。 f 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 g 外部試験器を接続する中継器の場合にあつては、住戸の外部であつて容易に接続することができる場所に設けてあること。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。 e 接地端子が設けられているものにあつては、適切な接地が施されていること。
	予 備 品 等	目視により確認する。	a 所定の予備品、回路図等が備えられていること。 b 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）を備えられていること。
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非 常 電 源 の 種 別	目視により確認する。	非常電源専用受電設備又は蓄電池設備（予備電源を含む。）であること。ただし、共同住宅用受信機の主電源が停止した場合において、当該共同住宅用受信機が設置された住戸、共用室又は管理人室の感知器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器の機能に支障を生じないように措置を講じている場合は、非常電源を設けないことができる。

感 知 器	警 戒 状 況	目視により確認する。	a 感知器（炎感知器を除く。）は、設置場所、取り付け高さに適した種類及び種別のものが取り付けであり、かつ、未警戒部分がないように、感知区域の面積に応じた個数が取り付けであること。 b 炎感知器は、設置場所に適した種類のものが取り付けであり、かつ、監視空間又は監視距離が適正であること。 c 点検その他の維持管理ができる場所に設けてあること。 d 火災の感知を妨げる障害物がない場所で、かつ、有効に感知できる位置に設けてあること。 e 住戸内には、自動試験機能等対応感知器が設置されていること。
	熱 感 知 器 （差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型、熱アナログ式スポット型）	設 置 状 況	目視により確認する。 a 感知器（壁面設置の感知器を除く。）の下端は、取付け面の下方 0.3m以内の位置に設けてあること。 b 換気口等の空気の吹出し口から 1.5m以上離れた位置に設けてあること。 c 感知器は、取付け面に対して 45 度以上傾斜させないように設けてあること。 d 定温式の性能を有するものにあつては、周囲温度が公称作動温度（2 以上の公称作動温度を有するものにあつては、最も低い公称作動温度）又は公称定温点より 20 度低い場所に設けてあること。 e 共用部分の廊下及び通路に設置する熱感知器（差動式スポット型若しくは補償式スポット型の 1 種若しくは 2 種、定温式スポット型の特種（公称温度 60℃又は 65℃に限る。）若しくはこれらの種別を有する感知器（アナログ式感知器に限る。 g において同じ。）は、歩行距離 15mにつき 1 個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設けてあること。
	煙感知器（光電式スポット型、光電アナログ式スポット型、イオン化式スポット型、イオン化アナログ式スポット型）	設 置 状 況	目視により確認する。 a 感知器（壁面設置の感知器を除く。次の b 及び e において同じ。）の下端は、取付け面の下方 0.6m以内の位置に設けてあること。 b 壁又ははりから 0.6m以上離れた位置に設けてあること。ただし、廊下等の幅が 1.2 m未満の場合、中心部に設けること。 c 天井が低い居室（天井高 2.3m未満）又は狭い居室（40 m²未満の居室）の場合は、入り口付近に設けてあること。 d 天井付近に吸気口のある居室にあつては当該吸気口付近に、換気口等の吹出し口のある居室にあつては当該吹出し口から 1.5m以上離れた位置に設けてあること。 e 感知器は、取付け面に対して 45 度以上傾斜させないように設けてあること。 f 廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、一感知区域ごとに感知器が設けてあること。 g 共用部分の廊下及び通路に設けてある場合は、歩行距離 30m（3 種の感知器にあつては 20m）以下であること。ただし、次の場合は設けないことができる。 （a）階段に接続していない 10m以下の廊下及び通路 （b）階段に至るまでの歩行距離が 10m以下の廊下及び通路 （c）常時外気に開放されている廊下及び通路 h 共用部分の階段及び傾斜路に設けてある場合は、6 以上の階にわたらない部分ごとに 1 個以上火災を有効に感知するよう設けてあること。ただし、常時外気に開放されている階段及び傾斜路は設けないことができる。

			i エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積1㎡以上のものに限る。）は、最上部に1個以上設けてあること。ただし、次の場合は設けないことができる。 (a) エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室とが完全な水平区画がなく、当該機械室に煙感知器を設けてある場合 (b) パイプダクトその他これらに類する場所が、2の階以下で完全に水平区画されている場合 (c) 開放式の廊下等に接続するエレベーターの昇降路等の場合
	炎 感 知 器	設 置 状 況	目視により確認する。 a 感知器は、天井等又は壁に設けてあること。 b 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さが1.2mまでの空間の各部から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。 c 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けてあること。 d 感知器は、日光を受けない位置に設けてあること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等が設けてある場合は、この限りでない。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 変形、損傷等がなく、熱、煙又は炎の感知に妨げになる塗装等がされていないこと。
音声警報装置	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けてあること。 b 住戸、共用室又は管理人室に設けるもの 前方1m離れた地点で、70デシベル以上の音圧を出力できる音声警報装置を1個以上設けてあること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分がある場合は、有効に音声警報が伝わるよう補助音響装置が設けてあること。 c 住戸、共用室又は管理人室以外の場所に設けるもの (a) 階段又は傾斜路以外の場所 ① 100㎡を超える警報区域にはL級、50㎡を超え100㎡以下の警報区域にはL級又はM級、50㎡以下の警報区域にはL級、M級若しくはS級のもの又ははこれらと同等の音圧を有するものが設置されていること。 ② 警報区域ごとに、その警報区域の各部分から一の音声警報装置までの水平距離が10m以下となるように設けてあること。ただし、居室及び居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては6㎡以下、その他の部分にあつては30㎡以下の警報区域については、その警報区域の各部分から隣接する他の警報区域に設置された音声警報装置までの水平距離が8m以下となるように設けてあるときは、音声警報装置を設けないことができる。 (b) 階段又は傾斜路 垂直距離15mにつきL級のもの又はこれと同等の音圧を有するものが1個以上設けてあること。 d 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。

			e 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。 f 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 地区音響装置の基準を定める件（平成9年消防庁告示第9号）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。 b 変形、損傷、腐食等がないこと。
戸 外 表 示 器	設 置 場 所	目視により確認する。	a 点検に便利な場所で、防滴措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所に設けてあること。 b 住戸、共用室及び管理人室の主たる出入り口の外部で、作動表示灯が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分から容易に識別できる場所に設けてあること。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 戸外表示器を定める件（平成18年消防庁告示第20号）の基準に適合していること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準							
配 線	共 通 線 試 験	住棟受信機の個々の共通線について、共通線を外し、住棟受信機の回路導通試験により、試験用計器等で断線となる警戒区域数を確認する。	共通線が共用している警戒区域の数は、7 以下であること。							
	※送り配線試験	住 棟 受 信 機 次表で定める警戒区域数に応じた任意の試験回線数について、住棟受信機に直接接続されている感知器又は共同住宅用受信機までの配線が送り配線となっていることを確認した後、当該配線の一線を外し、当該回線末端の感知器又は共同住宅用受信機を作動させることにより行う。 <table><tr><th>警戒区域数</th><th>試験回線数</th></tr><tr><td>10 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11～50</td><td>2</td></tr><tr><td>51 以上</td><td>3</td></tr></table>	警戒区域数	試験回線数	10 以下	1	11～50	2	51 以上	3
警戒区域数	試験回線数									
10 以下	1									
11～50	2									
51 以上	3									

		共同住宅用受信機	次表で定める住戸等数に応じた任意の試験住戸等数について、感知器の配線が送り配線となっていることを確認した後に、当該配線の一線を外し、当該住戸等端末の感知器を作動させることにより行う。 <table><tr><td>住戸等数</td><td>試験住戸等数</td></tr><tr><td>10 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11～50</td><td>2</td></tr><tr><td>51 以上</td><td>3</td></tr></table>	住戸等数	試験住戸等数	10 以下	1	11～50	2	51 以上	3	a 感知器の配線は、送り配線となっていること。 b 当該住戸等の共同住宅用受信機の回線が火災表示しないこと。
住戸等数	試験住戸等数											
10 以下	1											
11～50	2											
51 以上	3											
住 棟 受 信 機	※火災表示試験	火災灯、地区表示装置、主音響装置及び音声警報装置（以下「火災表示」という。）の状況	火災表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。	a 火災表示、保持機能が正常であること。 b 火災信号を他の機器に移報するものにあつては、確実に移報できること。								
		保 持 機 能		設定された時間以内に火災表示を行うこと。								
		蓄 積 式 の 機 能										
	※注意表示試験（アナログ式受信機に限る。）	注意灯、地区表示装置及び注意音響装置（以下「注意表示」という。）の状況	注意表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。	注意表示が正常であること。								
	設定表示温度試験（アナログ式受信機に限る。）	設 定 表 示 温 度 等	感度設定装置又は感度固定装置を操作して行う。	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。								
	※ 回 路 導 通 試 験		導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。ただし、回線の導通状態を自動的に監視しているものにあつては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。								
※同時作動試験	常 用 電 源 使 用 時	任意の5回線（5回線未満の受信機にあつては全回線）を火災作動状態にする。	受信機、主音響装置、音声警報装置、附属装置等の機能に異常がなく適正に火災状態を継続すること。									
	予 備 電 源 使 用 時	任意の2回線（1回線の受信機にあつては1回線）を火災作動状態にする。										
※感知器作動試験	自動試験機能を有するもの	所定の操作で作動させる。	感知器の機能の正常又は異常が判別できること。									

		遠隔試験機能を有するもの	所定の操作（外部試験器を接続するものにあつては、当該試験器を接続する操作）により行う。	感知器の機能の正常又は異常が判別できること。
	※ 予 備 電 源 試 験	電 源 の 自 動 切 替 機 能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
		電 圧	予備電源スイッチを操作する。	所定の電圧値を有していること。
	付 属 装 置 試 験		附属装置を作動又は作動状態におき、火災表示試験及び注意表示試験の試験方法により行う。	a 附属装置が受信機の機能に有害な影響を及ぼさないこと。 b 総合操作盤を接続するものには、受信機からの信号が総合操作盤に移報すること。
	相互作用試験（一の防火対象物に2以上の住棟受信機が設けられているもの）	相 互 通 話 状 況	受信機を設けてある場所相互において相互通話を行う。	同時に相互通話ができること。
		音声警報装置鳴動状況	火災表示試験スイッチを所定の操作をして行う。	いずれの受信機からも音声警報装置が正常に鳴動すること。
共同住宅用受信機	火 災 警 報 等 試 験	感 知 器 作 動 警 報	加熱試験器、加煙試験器等を用いて感知器を作動させる。	a 音声警報装置から感知器作動警報が正常に放送されること。 b 戸外表示器の作動表示灯の点滅が3 m離れた位置で確認できること。
		火 災 警 報	火災確認スイッチ等を所定の操作方法により操作する。	a 火災表示が正常であること。 b 住棟受信機の当該回線が火災表示すること。 c 音声警報装置からの火災警報が正常に放送されること。 d 戸外表示器 (a) 作動表示灯が点滅を継続すること。 (b) 火災警報を放送すること。
		蓄 積 式 の 機 能	火災確認スイッチ等を所定の操作方法により操作する。	設定された時間以内に火災表示を行うこと。
	感 知 器 作 動 試 験	自動試験機能を有するもの	所定の操作により作動させる。	感知器の機能の正常又は異常が判別できること。
		遠隔試験機能を有するもの	外部試験器を接続する等所定の操作により作動させる。	
		予 備 電 源 試 験（予 備 電 源 を 有 す る も の に 限 る。）	電 源 自 動 切 替 機 能	主電源の遮断及び復旧を行う。
中 継 器	設定表示温度試験	設 定 表 示 温 度 等	感度設定装置又は感度固定装置を操作して行う。	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
	※ 回 路 導 通 試 験		導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。ただし、回路の導通状態を自動監視しているものにあつては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。
	※ 遠 隔 試 験 機 能		所定の操作（外部試験器を接続するものにあつては、当該試験器を接続する操作）により行う。	感知器の機能及び共同住宅用受信機の通電状態（通電状態を監視するものに限る。）の正常又は異常が判別できること。なお、試験中には、共同住宅用受信機から警報が鳴動しないようにすることができる。
	※ 予 備 電 源 試 験	電 源 自 動 切 替 機 能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。

		電 圧	予備電源スイッチを操作する。	所定の電圧値を有していること。
感 知 器	熱 感 知 器 (差動式スポット型、 定温式スポット型、 補償式スポット型、 熱アナログ式スポット 型)	※ ☆ 作 動 試 験	加熱試験器を用いて所定の操 作により作動させる。	正常に作動すること。
	煙 感 知 器 (イオン化式スポット 型、光電式スポット 型、イオン化アナログ式 スポット型、光電アナ ログ式スポット型)	※ ☆ 作 動 試 験	加煙試験器を用いて所定の操 作により作動させる。	正常に作動すること。
	炎 感 知 器	※ ☆ 作 動 試 験	感知器に適応する試験器を用 いて感知器を作動させる。	正常に作動すること。
音 声 警 報 装 置 (補助音響装 置を含む。)	鳴 動 方 式 試 験		所定の操作により作動させて 行う。	音声警報装置が、鳴動方式に応じ正常に鳴動すること。
	作 動 試 験		所定の操作により音声警報の 第2警報音を鳴動させた状態に おいて、音声警報装置(取り付け られた状態)の中心から1 m離れ た位置で騒音計(A特性)を用い て音圧を測定する。	a 住戸、共用室又は管理人室内に設けるものの音圧は、70 d B以上であること。 b 住戸、共用室又は管理人室以外の部分に設けるものの音圧は、L級で92 d B以上、 M級で87 d B以上若しくはS級で84 d B以上又はこれらに準ずるものであること。
戸 外 表 示 器	作 動 試 験		所定の操作により火災警報の 第2警報音を鳴動させた状態に おいて、音声警報装置(取り付け られた状態)の中心から1 m離れ た位置で騒音計(A特性)を用い て音圧及び作動表示灯の作動状 況を確認する。	a 音圧が70 d B以上であること。 b 作動表示灯は、赤色で点滅していることが3 m離れた位置で確認できること。
関 係 者 等 へ の 報 知 装 置	作 動 試 験		所定の操作により作動させる。	福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者(所有者又は管理者をいう。) 又は当該関係者に雇用されている者(当該福祉施設等で勤務している者に限る。)に、 自動的に、かつ、有効に報知できること。
非 常 電 源	非 常 電 源 試 験	電 源 自 動 切 替	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
		そ の 他	第24「非常電源(高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備)」、第25「非常電源(低圧で受電する非常電源専 用受電設備)」又は第27「非常電源(蓄電池設備)」の機能試験によること。ただし、予備電源が非常電源を兼用している 場合は、予備電源試験を行うことにより省略することができる。	

備考1 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験により確認するものとする。

2 作動試験に用いる試験器は、所定の性能を有していること。

3 ※印の試験は、自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、自動的又は簡単な操作による試験で異常が無いことを確認できることにより替えることができる。

4 ☆印の試験は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、外部試験器による試験で異常が無いことを確認できることにより替えることができる。

第 34 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
住戸用自動火災報知設備	警 戒 区 域	警 戒 区 域 の 設 定	目視により確認する。	a 警戒区域の一边の長さは、50m以下であること。ただし、住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等に住戸用自動火災報知設備を設置する場合に限り、一の警戒区域の一边の長さを100m以下とすることができる。 b 警戒区域は、2以上の階（メゾネット型の住戸等の階数は1の階とみなすことができる。）にわたらないこと。ただし、次の場合はこの限りではない。 （a）一の警戒区域の面積が住戸、共用室又は管理人室にあっては、150 m²以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合 （b）階段、傾斜路、エレベーターの昇降路等に煙感知器を設ける場合 c bにかかわらず、階段室型特定共同住宅等にあっては、一の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、6以上の階にわたらない部分を一の警戒区域としていること。 d bにかかわらず、廊下型特定共同住宅等の階段室等にあっては、当該階段室等ごとに一の警戒区域としていること。
	住戸用受信機	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 住戸用受信機にあっては、住戸、共用室又は管理人室で床面積が150 m²を超えるものに設けられていないこと。ただし、補助音響装置により有効に火災の発生を報知できる場合はこの限りではない。 b 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれがない場所に設けてあること。 c 機器が損傷を受けるおそれがない場所に設けてあること。
				a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。 b 直射日光、外光、照明等により表示灯の点灯に影響を受けないような位置に設けてあること。
				地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。
		設 置 状 況		
		構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。 e 接地端子が設けられているものにあっては、適切な接地が施されていること。
		操 作 部	目視により確認する。	a 電源監視装置は、正常であること。 b 操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあっては0.6m）以上1.5m以下の高さで容易に操作できるように設けてあり、損傷、ゆるみ等がなく、停止点が明確であること。 c 各種表示灯は、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は前面3m離れた位置で明確に識別できること。
		予 備 品 等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等を備えてあること。

	中 継 器	設 置 場 所 等	目視により確認する。	- a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれがない場所に設けてあること。 - b 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。 - c 機器が損傷を受けるおそれがない場所に設けてあること。 - d 腐食性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 - e 可燃性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防爆構造のものであること。 - f 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 - g 外部試験器を接続する中継器の場合にあつては、住戸の外部であつて容易に接続することができる場所に設けてあること。
		構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	- a 検定品であること。 - b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 - c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 - d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。 - e 接地端子が設けられているものにあつては、適切な接地が施されていること。
		予 備 品 等	目視により確認する。	- a 所定の予備品、回路図等を備えられていること。 - b システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）が備えられていること。
	電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	- a 専用の回路となっていること。 - b 電源の容量が適正であること。
		予備電源（予備電源を有するものに限る。）	目視により確認する。	適正に設置されていること。
	感 知 器	警 戒 状 況	目視により確認する。	- a 感知器（炎感知器を除く。）は、設置場所、取り付け高さに適した種類及び種別のものが取り付けられてあり、かつ、未警戒部分がないように、感知区域の面積に応じた個数が取り付けられていること。 - b 炎感知器は、設置場所に適した種類のものが取り付けられてあり、かつ、監視空間又は監視距離が適正であること。 - c 点検その他の維持管理ができる場所に設けてあること。 - d 火災の感知を妨げる障害物がない場所で、かつ、有効に感知できる位置に設けてあること。 - e 住戸内には、自動試験機能等対応型感知器が設置されていること。

熱 感 知 器 (差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型)	設 置 状 況	目視により確認する。	a 感知器（壁面設置の感知器を除く。次の c において同じ。）の下端は、取付け面の下方 0.3m 以内の位置に設けてあること。 b 換気口等の空気の吹出し口から 1.5m 以上離れた位置に設けてあること。 c 感知器は、取付け面に対して 45 度以上傾斜させないように設けてあること。 d 定温式の性能を有するものにあつては、周囲温度が公称作動温度（2 以上の公称作動温度を有するものにあつては、最も低い公称作動温度）又は公称定温点より 20 度以上低い場所に設けてあること。 e 共用部分の廊下又は通路に設置する熱感知器（差動式スポット型若しくは補償式スポット型の 1 種若しくは 2 種、定温式スポット型の特種（公称温度 60℃又は 65℃に限る。）は、歩行距離 15m につき 1 個以上の個数を火災を有効に感知するよう設けてあること。
煙 感 知 器 (光電式スポット型、イオン化式スポット型)	設 置 状 況	目視により確認する。	a 感知器（壁面設置の感知器を除く。次の b 及び e において同じ。）の下端は、取付け面の下方 0.6m 以内の位置に設けてあること。 b 壁又ははりから 0.6m 以上離れた位置に設けてあること。ただし、廊下等の幅が 1.2m 未満の場合、中心部に設けること。 c 天井が低い居室（天井高 2.3m 未満）又は狭い居室（40 m² 未満の居室）の場合は、入り口付近に設けてあること。 d 天井付近に吸気口のある居室にあつては当該吸気口付近に、換気口等の吹出し口のある居室にあつては当該吹出し口から 1.5m 以上離れた位置に設けてあること。 e 感知器は、取付け面に対して 45 度以上傾斜させないように設けてあること。 f 廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、一感知区域ごとに感知器が設けてあること。 g 共用部分の廊下及び通路に設けてある場合は、歩行距離 30m（3 種の感知器にあつては 20m）以下であること。ただし、次の場合は、設けないことができる。なお、歩行距離が 10m を超え、30m 未満の廊下にあつては、有効に感知できるよう設けてあること。 (a) 階段に接続していない 10m 以下の廊下又は通路 (b) 階段に至るまでの歩行距離が 10m 以下の廊下又は通路 (c) 常時外気に開放されている廊下及び通路 h 共用部分の階段及び傾斜路に設けてある場合は、6 以上の階にわたらない部分ごとに 1 個以上火災を有効に感知するよう設けてあること。ただし、常時外気に開放されている階段及び傾斜路は設けないことができる。 i エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積が 1 m² 以上のものに限る。）は、最上部に 1 個以上設けてあること。ただし、次の場合は、設けないことができる。 (a) エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室とが完全な水平区画がなく、当該区画に煙感知器を設けてある場合 (b) パイプダクトその他これらに類する場所が、2 の階以下で完全に水平区画されている場合 (c) 開放式の廊下等に接続するエレベーターの昇降路等の場合

		炎 感 知 器	設 置 状 況	目視により確認する。	a 感知器は、天井等又は壁に設けてあること。 b 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さが 1.2m までの空間の各部から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。 c 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けてあること。 d 感知器は、日光を受けない位置に設けてあること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等が設けてある場合は、この限りでない。
		構 造	・ 性 能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 変形、損傷等がなく、熱、煙又は炎の感知に妨げになる塗装等がされていないこと。
	音声警報装置（補助音響装置を含む）	音 声 警 報	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けてあること。 b 前方 1 m 離れた地点で、70 d B 以上の音圧を出力できる音声警報装置を有効に火災の発生を報知できるように設けてあること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分がある場合は、有効に音声警報が伝わるよう補助音響装置が設けてあること。 c 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 d 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。 e 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。
			構 造	・ 性 能	a 地区音響装置の基準を定める件（平成 9 年消防庁告示第 9 号）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。 b 変形、損傷、腐食等がないこと。
		音 響 警 報	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けてあること。 b 前方 1 m 離れた地点で、70 d B の音圧を出力できる音響装置を有効に火災の発生を報知できるように設けてあること。 c 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 d 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。 e 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。
			構 造	・ 性 能	a 非常警報設備の基準を定める件（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。 b 変形、損傷、腐食等がないこと。
	戸外表示器	設 置 場 所		目視により確認する。	a 点検に便利な場所で、防滴措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所に設けてあること。 b 住戸、共用室及び管理人室の主たる出入り口の外部で、作動表示灯が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分から容易に識別できる場所に設けてあること。

		構 造 ・ 性 能		a 戸外表示器を定める件（平成 18 年消防庁告示第 20 号）の基準に適合していること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。
共同住宅用非常警報設備	操 作 部	設 置 場 所	目視により確認する。	a 操作部は、防災センター等常時人のいる場所に設けてあること。ただし、操作部の一回線型で起動装置と一体となっているものは、起動装置の設置の例により設けられていることで足りる。 b 温度、湿度、衝撃・振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。 d 点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けてあること。
		周 囲 の 状 況 ・ 操 作 性	目視により確認する。	a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。 b 直射日光、外光、照明等により表示灯に影響を受けないような位置に設けてあること。
		設 置 状 況	目視により確認する。	地震等により、倒れないように堅固に設けてあること。
		構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 1 回線に接続できる音響装置及び表示灯の個数は、それぞれ 15 以下とすること。 b 非常警報設備の基準を定める件（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。 c 機器の外部に変形、損傷等がないこと。 d 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 e ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないように取り付けてあること。
		操 作 部	目視及びスケール等を用いて確認する。	a 電源監視装置は、適正であること。 b 操作スイッチは、床面から 0.8m（いすに座って操作するものにあっては 0.6m）以上 1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあり、摩耗、がたつき等がなく、停止点が明確であること。 c 各種表示灯は、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は、前面 3 m離れた位置で明確に識別できること。 d 表示装置には、報知区域の名称が容易に消えずに、かつ、適正に表示してあること。
		予 備 品 等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。
	電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
		非 常 電 源 種 別	非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備又は蓄電池設備（予備電源を含む。）であること。
	起 動 装 置	設 置 場 所 等	目視及びスケール等を用いて確認する。	a 多数の者の目にふれやすく、かつ、操作の容易な場所に設けてあること。 b 各階ごとに、階段付近に設けてあること。ただし、階段室型特定共同住宅等にあつては、一階及び当該階から上方に数えた階数 3 以内ごとに設けることができる。 c 雨水、腐食性ガス等の影響を受ける場所に設けてあるものは、屋外型又はこれと同等以上の防護措置が講じられていること。 d 可燃性ガス、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所には、防爆構造のものであること。 e 押しボタンスwitchの位置は、床面から 0.8m以上 1.5m以下であり、操作上支障となる障害物がないこと。

		構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 非常警報設備の基準を定める件（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。 b 押しボタンスイッチ前面には、保護板が操作上支障がないように設けてあること。 c 変形、損傷、腐食等がないこと。
	表 示 灯	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 通行に支障がない場所で、多数の者の目にふれやすい位置に設けてあること。 b 起動装置の直近に設けてあること。ただし、起動装置と一体となっているものは、起動装置の基準の例により設けておくことで事足りる。 c 雨水、腐食性ガス等の影響を受ける場所に設けてあるものは、適当な防護措置が講じてあること。 d 可燃性ガス、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所には、防爆構造のものであること。
		構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 非常警報設備の基準を定める件（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。 b 変形、損傷、腐食等がないこと。 c 表示灯は取付け面から、15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れた位置から点灯状態が明確に確認できること。
	音 響 装 置 （ベル・サイレン）	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けてあること。 b 廊下型特定共同住宅等にあつては、廊下の各部分から一の音響装置までの水平距離が 25m以下となるように設けてあること。階段室型特定共同住宅等にあつては、一階及び当該階から上方に数えた階数 3 以内ごとに設けてあること。 c 通行、荷物の搬送等による損傷を受けない位置に設けてあること。 d 雨水、腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設けてあるものは、適当な防護措置が講じてあること。 e 可燃性ガス、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所には、防爆構造のものであること。
		構 造	目視により確認する。	a 非常警報設備の基準を定める件（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。 b 変形、損傷、腐食等がないこと。

イ 機能試験

試 験 項 目				試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
住戸用自動火災報知設備	配 線	※送り配線試験	住 戸 用 受 信 機	次表で定める住戸等の数に応じた任意の試験住戸等数について、感知器の配線が送り配線となっていることを確認した後に、当該配線の一線を外し、当該回線端末の感知器を作動させる。	a 感知器の配線は、送り配線となっていること。 b 当該住戸等の住戸用受信機の回線が火災表示しないこと。
				住戸等数	試験住戸等数
				10 以下	1
				11～50	2
	51 以上	3			
	住戸用受信機	※火災警報等試験	火 災 警 報	加熱試験器、加煙試験器等を用いて感知器を作動させる。	a 火災表示が正常であること。 b 音声警報装置から火災警報が正常に放送されること。 c 火災信号を他の機器に移報するものにあつては、確実に移報できること。
			蓄 積 式 の 機 能		設定された時間以内に火災表示を行うこと。
	中 継 器	※ 回 路 導 通 試 験	導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を使用して回線ごとに行う。ただし、回路の導通状態を自動監視しているものにあつては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。	
		※ 遠 隔 試 験 機 能	所定の操作(外部試験器を接続するものにあつては、当該試験器を接続して操作) により行う。	感知器の機能及び住戸用受信機の通電状態（通電状態を監視するものに限る。）の正常又は異常が判別できること。なお、試験中には、住戸用受信機から警報が鳴動しないようにすることができる。	
		※予備電源試験	電 源 自 動 切 替	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
電 圧	予備電源スイッチを操作する。		所定の電圧値を有していること。		
感 知 器	熱 感 知 器 (差動式スポット型 補償式スポット型 定温式スポット型)	※ ☆ 作 動 試 験	加熱試験器を用いて所定の操作により作動させる。	正常に作動すること。	
	煙 感 知 器 (イオン化式スポット型、 光電式スポット型)	※ ☆ 作 動 試 験	加煙試験器を用いて所定の操作により作動させる。	正常に作動すること。	
	炎 感 知 器	※ ☆ 作 動 試 験	感知器に適応する試験器を用いて感知器を作動させる。	正常に作動すること。	

	音声警報装置等（補助音響装置を含む。）	作 動 試 験		音声により警報を発するもの	所定の操作により音声警報の第2警報音を鳴動させた状態において、音声警報装置（取り付けられた状態）の中心から1 m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。	音圧は、70 d B以上であること。
				音響により警報を発するもの	音響装置（取り付けられた状態）の中心から1 m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。	音圧は、70 d B以上であること。
	戸外表示器	作 動 試 験			所定の操作により火災警報の第2警報音を鳴動させた状態において、音声警報装置の中心から1 m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧及び作動表示灯の作動状況を確認する。	a 音圧は、70 d B以上であること。 b 作動表示灯は、赤色で点滅していること。
	関係者等への報知装置	作 動 試 験			所定の操作により作動させる。	福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該福祉施設等で勤務している者に限る。）に、自動的に、かつ、有効に報知できること。
	共同住宅用非常警報設備	起 動 装 置	起 動 装 置 試 験		起動装置を階ごとに所定の操作をして作動させる。	a 操作後、10 秒以内で自動的に警報を発するとともに、操作部にあっては、火災灯が正常に点灯すること。 b 動作状態は、起動装置を手動で復旧しない限り、継続すること。 c 任意の起動装置を2個以上同時に作動させた場合、機能に異常を生じないこと。
		音 響 装 置 （ベル、サイレン）	音 響 装 置 試 験	鳴 動 方 式 試 験	所定の操作により作動させる。	音響装置が、鳴動方式に応じ正常に鳴動すること。
				作 動 試 験	音響装置（取り付けられた状態）の中心から1 m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。	ベル及びサイレンの音圧は、90 d B以上であること。
		非 常 電 源	非 常 電 源 試 験	電 源 自 動 切 替	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
				そ の 他	第24「非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）」、第25「非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備）」又は第27「非常電源（蓄電池設備）」の機能試験によること。	

備考1 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験により確認するものとする。

2 作動試験に用いる試験器は、所定の性能を有していること。

3 ※の試験は、自動試験機能を有する住戸用自動火災報知設備にあっては、自動的又は簡単な操作による試験で異常が無いことにより替えることができる。

4 ☆の試験は、遠隔試験機能を有する住戸用自動火災報知設備にあっては、外部試験器による試験で異常が無いことにより替えることができる。